

九州法学会法学教育シンポジウム：大学法学教育への直言

<https://doi.org/10.15017/1943>

出版情報：法政研究. 58 (3), pp.123-164, 1992-03-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

大学法学教育への直言

九州法学会第八三回大会（平成三年六月一四日、於九州大学）において開催されたシンポジウムの記録を、九州法学会の許しを得て、本誌に掲載させて頂くものである。

■ パネラー

- 亀井吉次（九州電力取締役・送変電立地部長）
多田晶彦（関西電力支配人・法務部担任）
西憲一郎（福岡市役所人事部長）
行正節也（福岡銀行人事部長）

■ ディスカッション

- 今里 滋（九州大学法学部助教授）
江藤 孝（熊本大学法学部長）
大内和臣（西南学院大学前法学部長）
西村重雄（九州法学会前事務局長・九州大学法学部教授）

■ 司 会

吉村徳重（九州法学会理事長・九州大学法学部長）

（五十音順・なお、役職名は開催当日のもの）

【吉村】

法学教育に携わっている者といたしましては、企業、あるいは自治体にいつも私どもの卒業生を採用していただきまして、しかもその後もいろんな場面で使っていたいただいているわけですから、そういう部門からご参加いただきましてこういう機会をもつということは非常に少ないわけでございますので、たいへん有意義だと考えております。ただ現在は、ちょうど企業等では株主総会であるとか、あるいは人事異動などの時期であるようにございまして、そういうお忙しい時期にこういう役割を引き受けていただきましたパネラーの方々に厚く御礼申し上げます。それからまた、私ども会員それぞれの大学で教育研究を行っている者の代表としてディスカッションになつていただいた方々にも厚く御礼申し上げます。まずは順序といたしまして私の方からパネラー及びディスカッションの簡単な紹介をさせていただきますと思います。

順不同でございますがお許しいただきまして、私の右にい

らっしゃいます方が、九州電力の取締役亀井吉次送電立地部長でございます。ついで西南学院大学の前法学部長で国際公法をご専攻の大内和臣先生でございます。それからついで福岡銀行の行正節也人事部長でございます。一番向うは、九州法学会の前事務局長でございます九州大学でローマ法を教えておられます西村重雄先生でございます。私の左手におられますのは関西電力で法務部を担当しております多田晶彦支配人でございます。その次は熊本大学法学部長で刑法をご専攻の江藤孝先生でございます。その隣が福岡市役所の西憲一郎人事部長でございます。一番向うの端は九州大学で行政学を専攻しております今里滋先生でございます。

それではまずここでどういう順序でシンポジウムを行うかについて簡単に説明させていただきたいと思えます。まず最初にこのシンポジウムの企画を主に担当していただきました西村前事務局長からこの企画の経過と大学における法学教育のかかえる問題点につきまして簡単なお話をいただきます。

ついで法学部卒業生を採用していただきます企業及び自治体におきまして採用あるいは現場で卒業生をご指導いただいておりますお三方、行正部長、亀井部長、西部長より各々そういう立場からのお話をお伺いしたいと思います。

その後にいわば会員の皆さんの代表といえますか、大学で研究・教育に携わっておられる方々の代表として三名のディスカッサントをお願いしております。大内先生、江藤先生及び今

里先生からその点についてのご意見、パネラーのご発言に対するご意見をいただきたいと思えます。

それが第一部でございますしてその次に第二部といたしまして、最近非常に重要になってきております企業法務部門のお立場から多田支配人に法学教育についてのご意見をお伺いしたいと思います。

それに対する大学側からのディスカッサントのご意見、そしてパネラーの方々、ディスカッサントの方々からのご意見も伺いする予定です。

最後に人事担当の部長さん方のご意見、法務部からのご意見とそれをめぐる議論の全体をふまえて、会員の皆様からご質問やご意見を受けまして、パネラーの皆さんにお答えをいただくという形で進めさせていただきたいと思えます。

全体として時間が非常に制限されておりますので、四名のパネラーと四名のディスカッサントのご意見ご発言等々は、たいへん恐縮でございますけれども時間の点をご考慮いただき、お願いでございます。お願いいたします。

では早速まず最初に西村先生の方から問題点の指摘をお願い致します。

【西村】

大学四年というふうに言われるわけですが、実際は学部教育としては我々は普通は二年半しかないということでありませう。

その二年半のうちにかし実際は四年生はもう五月六月の段階から就職戦線であり、また決ってしまえばあまり本気では勉強しない。実質学部を与えられているのは一年半に過ぎないというが大凡の出発点であります。ところで昔もそうだったのかも知れないですが、今はとりわけ法曹職志望者という一番法学部に基礎になるものが、司法試験合格のためには法学部には行かないほうがいいんだという、いえ行くんですが、塾に通った方がいいんだということで、司法試験合格をまともに目指す人達が法学部の授業には出てこないということです。

他方で企業の人事担当、必ずしも全員がそうではないしまた学生の片寄った言い方があるのかもしれませんが、人事担当の方がざっくりばらんにおっしゃるには、勉強しなくても良い、俺のところでしたっきり仕込んでやる、大学では元気にクラブでもなんでもやってきたらそっちのほうが大事なんだと、それに近いようなことをおっしゃる。成績もほとんど関係ない。就職は、現在人手不足ということでほとんど問題ないということであります。勉強するモチーフがほとんどない、こういうことでもあります。

そしてまた法律学というものが他の分野とは違いましたはなはだ抽象的なものですからこの面倒さと、他方で課外活動、例えばクラブ・同好会の類や、更にはこれらの費用を捻出するためのアルバイトの楽しさを比較しますと、法律学の難しいのを聴いて訳のわからないよりはそっちのほうがいいというような

ことで、法律学に正面から取り組もうとする学生が非常に少なくなっているということでもあります。

それに対応する我々の法学部のほうが若い人に魅力ある法律学を現実に提供しているかというところ、どうも我々の提供しているもの自体が少し色々なものの関係で変ってきているのではないだろうか。とりわけ日本の場合には、裁判・実務と学者が、大学で教えることとの関係がいわば迂遠になっている、あるいは切断されている。会社の実務とはもつと縁がないかたちで話が進んでいる。昔はと言いますと、大学には壮大な理論というものがあった、それが建てられたわけですが、現在はそういう理論が最早なくなっているというところ、建てられなくなっているというところがある。さらに、昔は大学というところでの外国法についての知識が間にあったのに対し現在は外国法の求められている知識というものが、例えばドイツで工場を建てるときにドイツの法律ではどうなるかと独禁法・労働組合問題を含めて大学の先生に聞いても、「弁護士事務所に行つて聞いてくれ。」ということになる。理論とか外国法とかいうようなものもなかなか生きる途がない。では最後に残る基礎法、法哲学だとか法制史だとかがしっかりしているかというところ、私もその一員なんです、これも、大学として値打のあることを具体的に学生に示していないようにも見える。結局、大学というものに与えられた役割とは本当は何なんだろう、ということになるのではないだろうか。

極端なことを言いますと、大学に合格はした、教養部一年半のあと法学部で二年半何をしたか。「自分はホウガク部を卒業しました。」なんのことはない、尺八や琴をしている邦楽であるという笑い話があるようなことであります。

これは真面目に考えますと、法学部というのは全然いらぬのではないか。もし司法試験を受けたければ受験予備校がある。公務員は公務員試験の受験指導に行った方が点はとれる。そして基礎理論は我々大学は必ずしも提供していかないとすると、法学部というのは無用で、例えばフランス大革命直後のナポレオンは大学は何もやっていない、廃止すると言ってほとんど閉鎖した、同じ様なことがナポレオンが出てこなくても場合によってはありうるのではなからうか。これは必ずしも法学部だけでなく工学部やあるいは他のところも同じ様な問題を抱えているのかもしれないんですが、例えば文学部ですと、枕草子の研究だとか源氏物語の研究というのはやめさせるわけにはいかない。しかし、法学部だとその教育・研究をやめさせたとして裁判所も別に痛痒を感じなければ司法研修所も痛痒を感じない。会社の方も痛痒を感じない。こういうことになるのではなからうかというような危惧があるように思われる訳であります。

大学に籍をおく者として大学の現状を考えますと、このように甚だ問題があるように思われるわけですが、そこで法学部卒業生が就職する一般の企業の方々からご覧になられた場合に法学部卒業生というのは法学部卒業生ということで採ってもらっ

ているのでしょうか、というようなことをお伺いし、さらに法学部としては本当にやるべき仕事として何があるのか、ないのならないと言ってもらった方がいいのかもしれない、このような気持で「大学法学教育への直言」というかそういうシンポジウムを組んでみたらと始めたわけであります。方々のお話を伺うと、一方では非常に厳しい意見、一方ではいやいや諦めるなという意見でございまして、その中でこのように九州法学会シンポジウムを計画させていただきました。

はなはだ乱雑かつ乱暴な意見でございしますが、真意をお汲みとりいただければ幸いです。ありがとうございます。

【吉村】

ありがとうございます。それでは今、大学側からの自己反省というかそういうものを含めた趣旨の説明がありました。第一部として人事担当、あるいは人事部で人材を活用しているらっしゃる部長さん方からのご意見を承りたいと思います。まず、福岡銀行の行正部長、よろしく願います。

【行正】

ただいまご紹介いただきました行正でございます。本日はこのような席にお招き頂きましてたいへん光栄に存じております。ただ、みなさんのご参考になりそうな話はとでもできませんので、その点ではたいへんな役目をお引き受けしたというふうには後悔しているところでございます。また、就職戦線もまもなく始まろうとしているところでございますので、私がみなさんに

悪い印象を与えますと銀行の採用に影響がでるのではないかと大変心配していますが、この点はどうか切り離して考えて頂くようお願いしたいと思います。

さて、本日は、長い間採用あるいは人事関係に携わった者として、あるいはまた一社会人として、日頃感じておりますことを断片的にはなりますが、率直に申し上げたいと思います。もとより、大学の事情をよく知らない者が申しますので、たいへん失礼での外れなことが多かろうと思います。これについては後ほどまたご批判をいただきたいと考えております。

前置はこれくらいに致しまして、これから申し上げますこと、まず第一点は企業サイドの状況説明といえますか、私共銀行における法学部学生の採用状況と企業内で行う法学教育ということについて簡単にお話し申し上げます。次に第二点として、大学の教育に関する要望といえますか私が日頃感じていることを申し上げます。

まずはじめに、私共の銀行にここ三年間に入行致しました四年大卒の人数は三九〇名でございます。この内法学部出身は八五名で約二二％。これに対し、経済・商学系統は二一五名の五五％、理系その他九〇名の二三％になっております。ご承知の通り銀行の場合は貸付業務を中心に法律的な問題、例えば取引先が倒産した場合どういった法的措置を行うかとか、あるいは会社更生法を申請した場合はどうするか、かなりシリアスな事案がでてまいります。また、預金業務の中でも預金者が死亡した

等の届けがあった場合どういった処置が必要か、あるいは預金の差押えを受けた場合どうするかといった様な時に、基礎的な法律知識がない場合、初動対応に適正を欠くということになりまして、事後処理に大きな問題を生じることがあるのでございます。このように銀行では日々法律にからんだ問題が発生致しますので、私共としては基礎的な法律知識を持った法学部の学生をできるだけ採用したいというのは一貫して思っておりますが、なかなか思うように採用できないという状況でございます。では採用した者に対して、企業ではどういった法学教育を行っているか。まず、基礎的な法務知識を通信講座で受講させます。その後、法務に関する検定試験を受講させます。これは、法務四級、三級、二級といった、次第に内容の高いものには挑戦をさせるということに致しております。

このように銀行員には基礎的な法務知識が不可欠であると考えておりますが、一方、実際の銀行法務、実務に関する具体的な問題につきましても頻繁に集合研修を行っているという状況でございます。以上が企業サイドの状況でございます。

次に第二点の本日の本題であります大学の教育に望むという点では二つだけ申し上げたいと思います。

一つは、大学は学生に対して基礎的な学力をしっかりと修得させたうえで卒業させて欲しいということ。第二点は大学はあらゆる面でも少し社会や産業界との結びつきを強めたほうがいいのではないかとという点であります。

まずはじめの学力の問題ですが、これは私共社会全体が大学を勉強あるいは人格形成の場であると再認識し、大学は大学としての視点から、また、企業あるいは親としましても、真剣にこの問題に取り組む時期になっているというふうに考えております。実は最近各企業とも採用につきましては学部不問というところが圧倒的でございますけれども、これは皮肉な見方をすれば学生はたいして勉強していないからどの学部でもいいのではないかと、というふうにも考えられる訳です。もちろん複雑で多様な社会になればなるほど多様な人材が必要でございますのでそういうものが理由であることは間違いないのですが、一部ではこのようにも考えられるという状況であります。

また、学生が勉強していないのではないかと感じる場面として、採用面接がありますが、学生の中には成績の悪いのをほとんど気にしていないという人がかなり多いということです。『カヤマユウゾウ（可山優三）』さんとよく言いますが、このカヤマユウゾウさんはむしろ勉強していないのを誇りに思っているのではないかと、私共は錯覚を覚えることがございます。彼が学生時代に力を入れたことはアルバイトと同好会活動とコンパで、これで大いに人間関係が深まった、将来のためになる、というふうに考えているようでございます。学校はグループの集合場所で、ここで卒業に必要な最少の授業を受け、そして極論すれば、卒業しさえすればいいんだ、と思っっているのではないかと感じることさえございます。高校まではより高い偏差値

を目指してハードな勉強をして、大半の目的を達成、つまり希望の大学に入りますと、あとは就職活動までのんびりしている、そういった傾向があるのも否定できないような気が致します。

これらの風潮に対しまして今年三月、明治大学法学部での大量留年事件ということがありました。ことの真相は私もよくわかりません。是非はともかくとして、それなりの警鐘になっているのではないかという気がいたします。何れにいたしましても、このような状況がある程度事実ということであれば、なんらかの対策が必要ではなからうかと考えております。これは本當に思いつきで申し訳ありませんが、まず一つは興味がなければ勉強は続かないという点をもう少し考えるべきではないでしょうか。つまり法学部には、法律や政治を勉強したい人を入れるということですが、偏差値が高くてランキングが高いから経済学部はやめて法学部にしたということでは問題があると思います。その意味では、大学に入ってから幅広い勉強をした上で学部を選択させる。先程一年半くらいは教養の課程があるとおっしゃいましたが、そういったところで学部選択の準備をする、これも一つの方法ではないかと思えます。意欲のないところに効果的な学習は期待できないというふうに考えております。

それから学生に勉強させるもう一つの方策ですが、俗っぽい言い方をすれば面白い授業を期待致しております。企業の場合に、教育訓練を行う場合一番留意する点は、いかに興味を持って受講させるかということです。その一つには、講師を考える

わけです。この場合、必ずしもその道のエキスパートを選ぶと
 いうのではなくて、これは、話し方の上手な、あるいは、例え
 ば小道具を使ったり討論をさせる、こういったことで、受講生
 に興味を持ち続けさせるような人を講師に致します。どんなに
 立派な内容を話すことができるかということではなくて、与え
 る効果がどのくらい大きいかということを講師の選択の基準に
 しているわけです。次元の低い話ですが、街でよくパソコン教
 室が開かれておりますが、ここでは非常に美人でスタイルの良
 い方が教えております。受講生は多分、眠気も吹き飛んでそれ
 こそ学習効果が十分期待できるということではなからうかと思
 います。

これに対し、皆様方の大学の場合には少し事情が違うと思
 いますので、同じには論ずることはできませんが、この学習効果
 については研究の余地はないものでしょうか。例えば、何百人
 かが同時にしかも一年という長い期間にわたって受講するとい
 う授業の様な場合に学生の興味を持ち続けさせる、これは、並
 大抵のことではないと思えます。それをカバーしているのはテ
 ストなんです、テストが易しいということになれば、勉強し
 ない学生がでてもなんの不思議もないというふうに考えられま
 す。もちろんやる気のある学生はなんの問題もございませんが、
 現在の進学の状況から見ればこのような学生だけに期待するとい
 うことはできないと思えます。にもかかわらず、大学は学生
 に十分な教育をして卒業させる必要はあると思えますので、教

育方法を含めていろいろな観点から授業のあり方を考えてみる
 必要があるのではないかと思います。

思いつく二つ目としましては、学生に勉強させるためにはも
 う少し成績を重視する必要があると思えます。もちろんこの点
 に関していえば、先程西村先生もおっしゃいましたように企業
 の責任が極めて大きいと考えております。学部不問はともかく
 成績不問というのは非常に大きな問題があると私自身考えてお
 ります。大学におかれましても良い成績をとるということが、
 やはり必要であり、名誉である、そういった風潮は作って頂き
 たいと考えております。

そこで、大学教育の改善を考えるとという場合に外国、例えば
 アメリカの大学と比較してみるというのも一つの方法だと思
 います。この点では、皆さんの方がはるかにご承知だと思いま
 す。たまたま私も若干の知識を得る機会がございましたので申
 上げてみたいと思えます。情報源はカリフォルニア大学バー
 クレー校を卒業いたしましたスーザン・ホイットルサーという
 女性です。これもよくある話ということですが、彼女は合格し
 た大学院の入学を一年延まして、この間に専攻しているリム
 パンフィックの経済を実際に経験するために日本の企業で勉強
 したい、実習したいということで申し出がありました。この申
 し出を私共の銀行で受けまして六ヶ月間実習をさせました。こ
 の間、彼女を私の家でホームステイをさせております。日本語
 は普通の会話には支障のない程度までできますので、彼女から

いろいろと学校の違いであるとか、学生気質の違いであるとかよく聴いておりました。私事で恐縮ですがたまたま私の娘も高校時代に一年と大学の四年間アメリカに留学しておりましたので、その五年間、帰る度にいろいろと話を聴いておりました。断片的になりますけどもちょっとお話し申し上げますと、一つはアメリカの大学はディスカッションする場面が非常に多く、教えるというのではなく問題提起型ということ。例えば政治学の場合ですが、第二次世界大戦はこうして起こったという事実、あるいは教授の考え方をいうのではなくて、何故起こったかというのをまず討論させるということ。それから二つ目として自分の意志をきちんと伝えるということも大切な技術だということがアメリカでは言われている。スピーチのクラスが非常に重視されている。これは日本人にとっては非常に有効な時間だと言うことです。それから三つ目として成績といいますかポイント・アベリッジを非常に気にしている。学期中の骨休めの週末を除きまして殆ど図書館で勉強、それも暗記ではなくて物事や事象に対しまして、自分の意見をどうするかということを作り上げるといふことでございます。読書量はべらぼうに多いということ。四つ目として、一方企業はこういったポイント・アベリッジだけでなく、学生時代の経験とかキャリアをも非常に重視しますので、学生は夏休み期間中は世界各地の旅行に行ったりあるいは企業で働くなどいろいろな形で体験をすることになるわけです。先程言いましたシーズンという女性が

私共へ来ましたのもやはり将来会社で高く自分を買ってもらうための経験づくり体験のようでございます。証明して欲しいと言ふことで、銀行ではこれこれの仕事をしたと言ふことを書きました。それから五番目ですが非常に教養課程を重視するということ、そのため優秀な学生は理系の人でも文学や歴史に詳しい、逆もまたそうだということ、バランスがとれている。それから六番目ですが学生が教師を評価するシステムがあるということ。またその他に学期の初めには非常に多くの学生が受講している講座でもつまらないと学生が思えばどんどん数が減ってきている。これも一つの評価ということ。七番目ですが学問的レベルについては必ずしも高いとは言えない。この辺は大学院に譲っているという事もあるのかも知れません。このように教育に関する日米の違いを断片的に聴いておりますが、こういった中にもいろいろなヒントがあるのでないでしょうか。

以上が大学教育に望む中で、学生に学力をとるという点に関連した話でございますが、次に第二点として大学は今後一層社会や企業との接点を広げる必要があるのではないかと。法律や政治はなんといつても実際の生活と遊離してはなりませんので、そのためにも大学と社会というのにはやはり一層の交流を深め、正しいお互いの現状認識を持つ必要があると思われれます。例えば社会人が、今もいくらかございますけれども、勉強できる機会をつくる。単なる講義というのではなくて、討論を中心とした社

会人と先生の交流が十分できる様な形で作って頂く。そのために土曜日曜講座、夜間講座を本格的に導入してはどうか。勉強したいという意欲は社会で働いている人の中にも非常に強い。時間がありませんので割愛しますが私共の企業の中でもたくさんおられます。なかなかチャンスがないということでございます。それからこれは実際できるかどうか分かりませんが、先生方にも五年か一〇年に一度くらい、例えば夏休みの期間中に企業とかあるいは関連の実社会のなかで何月間か、ご自身の目で実際の状況を見ていただくといいというのも決して無駄ではないというふうに考えます。

それから、大学に望む最後になります。大学は出来るだけ異質の人、違った体験を持つ人々が集まりやすいようにした方がいいのではないか。先生方についてもA大学はA大学出身の方が大半だということではなくて、そのへんのところもバラエティに富んだらいんじゃないか。ここ二、三年、私共企業も中途採用ということで他社の経験や違った経験を高く評価しています。

次に本題とは全く関係ありませんが、余りに高い教育費について一言申し上げたいと思います。東京の大学に子供を入れますと、今四年間で少なくとも一千万円程度はかかるといわれています。子供二人出せば普通の人の場合退職金がふっとんでしまいます。いくら一生懸命働いても先程から申し上げましたような学生になる訳ですが、私共の大事な四〇、五〇歳代をそれ

だけ犠牲にして良いとは思えません。チップ・エデュケーションといいますが、これをなんとか実現しないことには一・五七とか一・五三という出生率はだんだん低くなって量的にも人材が少なくなるということではないでしょうか。ゆとりある生活が叫ばれ、たしかに国民所得は世界一級でございますが、実質的といえますか精神的なゆとりまで含めると、三級以下ではないでしょうか。もちろんこれには労働時間の問題もありますが教育費用の問題は家庭に大きな負担を強いているという事は事実であります。子供のときから塾に通わせて一流大学に入れることが親の期待だということであればそれもやむをえないというところでしょうか。この点について私は、日本人の価値観を少し変えていく必要があるのではないかとこのように思っております。以上本日のテーマとは関係ないことも含めましていろいろと勝手なことを申し上げてきましたが、はじめにお断りしましたように大学の実情を知らずに申し上げておりますのでその点はお許し願いたいと思います。ありがとうございました。

【吉村】

ありがとうございます。大学人としてしましてだいぶん耳の痛いご指摘があったと思いますが、つづいて九州電力の亀井部長にお願いいたします。

【亀井】

九州電力の送変電立地部長をしています亀井です。電力会社

で設備といえ皆さん発電所をお気付と思いますが、私は発電所関係ではなく、発電された電気を変電所に送る送電線、変電所と変電所をつなぐ送電線、ならびに変電所をつくるために必要な用地の諸権利を取得すること、また取得した権利を侵害から守る業務を統轄しています。

私は九州大学法学部の三〇年の卒業ですが、大学に足を運んだのが数えられる程度の回数という不真面目な悪い学生でありました。それでこういう場所で大学の法学教育について意見を言えといわれても何か作ったような話になりそうではお受けしたとき非常に困りました。が、皆さんあまり九電の、特に私たちの仕事を知る機会もなからうと思いますので、日常の悩み考えていることなどお話しして、何かを受取って頂ければ有難いと思います、エイヤッと思いい切って出る気持ちになりました。

私、勉強はあまり好き wasn't でしたが、三〇年頃は今のようにあまり本がなく、判例を推理小説のように読んで読むと面白いところがあり結構読みました。ジュリスト、法律時報などを読んで、勉強している友人にその考え方を気紛れに尋ねたりとか、学校へ行かなかった割には部分的には詳しく変な学生であったかと思えます。

そういうことで現在の担当職務で用地取得の進捗状況把握、工事工程との関係を考慮した調整、指導など一見異質と思える事項を組み合わせて考えるのも好きだし、一方で学生時代のいろいろなアルバイトの体験が今生きていとも思っています。

ところで、我が社の諸権利の取得の交渉状況でございますが、地主さんと交渉が成立する度に当社所定の様式によって、契約条件を読んで確認し印鑑を押してもらおうという契約を取り交わす訳ですけれども、実は後から紛争になることがよくあります。振り返ってみますと、契約書を交わす時にきちんと地主さんの納得のいく形で条件をお話しが出来たか反省事項が時々ある訳ですが、幸い当社は公益事業でありまして九州一円にこういう諸権利の取得活動をやっておりますので、みなさんからは裸の状況でみられ、批判があっても逃げも隠れもできないということで、担当者の法律知識がそう深くなくても補償の条件は公平で一貫して継続しており、信頼して頂いていると思っております。もちろんこういう社会情勢ですから、法外な価格とか飛離れた条件を要請されることがあり、事業認定を得て収用裁決を申請するケースもままあります。電力会社ではどちらかというと事業認定を活用して収用に持っていく場面も、その辺は今九電力のなかでは九電が一番筋を通してやっていると思っております。そういうことですが、さて、交渉成立の場面では、大体権利意識の合意というより地主さんひとり説得するのに一年以上かかるわけですので、その過程で生れてくる双方の信頼関係というものが大きき前面に出てきます。従いまして交渉が成立する過程ではやかましかった地主さんも、最後には実印を出してお前の好きのところへ押せとおっしゃるような状況も結構あるわけです。こうなりますと、優秀な用地マンというのは、そうたく

さんではなく一握りですけれども、必要な法律知識はもちろん全て持っていると思うんですが、実は地主さんと交渉にはいる過程でその知識を出すということがないほうがより優秀であるといえるわけです。つまり地主の情に訴えて手を握るというのが一番作業能率がいいということになるわけでございます。変な話ですが、ストレートに現場の状況をお話ししているわけです。ところで、最近当社も非常に業務の合理化がすすみました。九電は他電力に比べて人間が多すぎるというようなご批判もありまして、採用を非常に押えた時期がございます。そういうことで中堅の人が少なくなりまして、今用地交渉を担当する者の平均が三〇歳そこそこであります。経験年数も一年足らずの人が結構います。それでも、交渉現場に出て用地取得もやっておる状況でございます。そういうのを数字で申し上げますと、例えば私の系列で管理職をのぞいて交渉に出る担当者が約三〇〇人います。一方、調べてみましたら、交渉先として契約当事者となる人が一年に三、〇〇〇人くらいおられます。主として九州ですが、九州でない方ももちろんおられます。その他に、その三、〇〇〇人の方の境界の確認とか、紛争を起こしている隣接地主さんとの境界の交渉、未登記不動産の真の相続権者の確定ということになりますと非常に多くなりまして、三、〇〇〇人の倍は接触しておると思われれます。

さて、当社で昨年の採用を調べてみましたら、事務系の採用の中で大学卒が占める割合が三・九%、大体五%が目安と思っ

ております。これに対しまして我が部門の三〇〇人の内の大学卒の構成率ですが、二二%という状況になっております。次に、法学部系の大卒の職場での活用状況ですが、当社では入社後、文科系卒については卒業学部を意識して部門を区分するような配置はしておりません。文科系の卒業者が要られる部門は大体企画に始まりまして、事業開発室まで数えますと約一一あります。しかし、その部門全部に配置する場合に出身学部が問われたことはありません。それから法学部系、経済学部系の採用が一番多いんでございますが、採用率は特に意識しておりません。結果的には、法学部、経済学部が半々になっております。それからあとの使い方、育て方という点で申し上げますと、事務系社員は全部入社後営業所に入れます。営業所というところは要するに電気の供給契約と料金の収納までやるところです。残念ながら電気事業学という学問はありませんので、なかなか普通の人には分かりにくうございます。従いまして、要するに電気の供給が何であるかという点を体で覚えてもらわなくては後の仕事の展開に身がはいらないということでありまして、営業所に配属しまして大体二年から三年この仕事をやらせます。それから支店、本店各部門、企画から事業開発室まで人事、秘書、総務、立地、経営資材とかいう部門を、全部というわけはありませんが、三〜五年の単位で複数の部に経験させるということであります。管理職になるのに一三〜一四年かかります。つまり、大卒でありますと大体その間に、管理職になる時期が

来ます。この異なる部門を体験する間に当該部門への適性とか性格の観察をおこないます。一方で社内での昇格試験に合格しなければ昇格できません。その勉強をする一方で職場のOJTにより直属の上長に向き不向きの評価もさせます。同時入社年代で毎年五人は海外研修もいたします。能力の伸長を期待しての諸施策はいろいろと工夫されています。

電気事業には皆さんが思われているより業務の多様性があると考えます。やる気があれば法系学部を卒業して法の知識が浅くとも能力を発揮できる場所は非常に多いわけですし、最近出身大学も卒業の専門学科も一定のレベル以上あれば意識しなくなっています。用地関係を担当する私共の部門では法律知識が幅広く奥深くあればある程よいのですが、実は具体的に仕事を進める上で知識自体はたいして意味がないと感じることがよくあります。この仕事をやるためには知識の修得度よりも人間性、すなわちやる気、交渉力、忍耐力、冷静な判断力や足を運んでいるうちに信頼される性格であるとかの方が大切です。さらに利権屋との交渉では法律知識が深く要求される一方で不屈の闘志とか正義感とか知識以外の資質も要請されます。知識と資質いずれも大切ですが、資質の方が特に大切に知識は後で勉強して修得することが出来ます。

もっとも、私共の方にも法経系の人でしっかり勉強した人もいらっしやいます。私共のように人を相手とする仕事ではこの人たちのいろいろな意見が、総合的に戦略をたてる場合非常に

必要になってきます。いろいろな考え方の人を混在させてディスカッションさせて何を選ぶかというのが私の責任になるわけですし、そういう点ではより知識が深いにこしたことはないと思っています。

ところでこの点に関してさらに申し上げておきますが、西村先生、行正さんの話の中でちょっと気になることがございます。あとでと思いましたが関連しますので申し上げます。大学の一年半とか二年の勉強時間で何をするかということとをみなさんは問われておられるようですけれども、私は大学時代に勉強はしなかったということ、別に誇りには思いませんが、責任者になるまで三五年ほど経ちました今思えます、仕事をする上で問題が起こった場合、本質にせまる為に考えるということ、実は大学で習った学問とはあまり関係ないのではないのでしょうか。むしろ小説とか評論とかで身につけた思考方法及び経験などにより、自分の仕事の悩み、人生の壁を突き破ってきたように思われるわけです。そうしますと、三五年分の一・五年とか二年をあまり深刻に考える必要はないのではないかと。もちろん駆足で勉強していかなくてはいけない人もいます。しょうけれども、一年半とか二年を生きていく中の一年、二年であるという自覚さえ持てれば、必ずしも大学の二年を深刻に考える必要はない。一番大切なのは法学部にいるその期間に法学的なものの考え方をいかに身につけ得るかということ、これを志向するかということ、このことが問われなくては

けないと思います。先生方にもお願いしたいのは、その短い期間で物事がすべてわかるはずはないのですから、「考え方を身につけさせる」この一点に集中して指導されれば、あとで企業に入るなり社会に出たとき、仕事が壁に突き当たったとき、そのことを知っていることでより短期間に苦勞せず解決方法を発見出来ると思います。

このほか大学に具体的に提言できることはないかと部下と話してみました。例えば、企業に入りまして、法律についての古い考え方を変えるということの壁にぶつかるとは、テーマを考えて大学にもう一度研究にいくと案外いいんじゃないかという気がします。これを裏返して、大学の勉強に何がお手伝い出来るかと我々はいろいろ話し合ってみました。用地交渉の現場に大学のみなさんをお連れするのはちょっとひどすぎるかもしれません。しかし、用地交渉が成立したあとの用地の測量から所有権の移転の登記まで、これは大体一ヶ月あれば出来ると思うんですが、これを一緒にやる機会があれば勉強の刺激になると思います。そこでもしお役に立つとお考えであれば、制限はありますが私共八支店ありますから、各支店三人程度で一ヶ月、春・夏休みに現場をふませますと、いかに相続未登記の方が多く、どうやってそれを片付けていくかということを見る勉強になります。境界争いもひどいものがあります。さらに土地取引の基本になります地図なんか、国調で三〇%終わっていますが、あとの七〇%は頼りにならないわけでして、隣接地主

に確認しましても今ではわからないというのものもすぐくあります。それが今の状況なのですが、こういうものを考えるということも、法学の分野ではないのかもしれないと思いますが、このままじゃいかんという認識はできるのではないかと思います。こういう勉強ができる場所を提供できると思います。

それからレジュメに書いてますが、民法をもういっぺん勉強したくなるというのが私共の系列の人間が非常に悩むことです。とくに「権利の濫用」等につきましては、いろいろ疑問がおこっているケースがありまして、顧問の弁護士の先生にも伺いすることがございますが、もう一回自分の肚にすえて勉強したいという気持ちの起る者もいるようにございます。そういうテーマを持って勉強させることが出来たらと思います。

さらに私共の悩みを申し上げますと、送電線を施設する際線下の土地に使用制限を行いますので、地役権を設定しますがこの法概念は古臭く、その適用にあたり無理があるのではと思われる場合があります。現在の電気使用量の伸びでいきますと一〇〜一五年で今の二倍の施設が必要で、線下の土地を従来の地役権概念を適用して支障がないかどうか改めて研究する時期にあると思っています。

以上、つたない現場の意見でした。

【吉村】

どうもありがとうございました。現場からの、生々しいご経験に基づき、含蓄のあるご意見を頂きました。それでは引き続き

まして、福岡市役所の人事部長であります西さんからお願い
します。

【西】

ただいまご紹介いただきました福岡市の総務局人事部長の西
でございます。私も本日「大学法学教育への直言」ということ
で、できるかなと心配だったのですが、法学教育に関しては素
人ですが私も四一年の九州大学法学部卒ですし、福岡市は法学
部卒を多く受入れているというようなことも参考になると思い、
出席させて頂きました。よろしくお願い致します。私なりのレ
ジュメを書いていきますけれども、時間の関係もございましての
うちの採用状況からお話しした方がお分かり頂けると思います。
官公庁は私一人ですが福岡市についてしか具体的なことはわ
かりませんので、そのことについてお話しします。

福岡市の採用のしくみなんです、法律上の制約もございま
してかなり民間と違います。民間の場合は面接が主体でそれこ
そ学部卒業者を囲い込みで採用している場合が多いと思いま
す。地方公務員は法律上競争試験が大原則になっています。こ
れを外すわけにはいきませんので、まずそれを踏まえて、そし
てそれぞれの自治団体のその後の任用制度も考えて採用の仕組
みができております。福岡市の場合は採用のための独立の行政
機関が福岡市人事委員会、これは国の人事院に相当するわけ
ですけどここがやっております、各県も同じです。一般市町村
は、人事課が直接やっているとありますが、福岡市の場合も

人事委員会というところがやっております、これも、その後
の任用との関係で、学歴そのものは採用試験の区分では問わな
いということになっております。ただ一応の目安として、どの
程度の学歴を持っている者かということをお聞き試験問題の区分
で採用しているわけです。現在福岡市の場合は、上級職、中級
職、初級職という三つの区分で採用試験を行っています。国家
公務員のレベルとは相当違うと思うんですが、Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ
種と分れているので、それに対応するようなかたちでやってお
ります。上級職につきましては、将来の幹部候補という目安で
採用しています。中級職については中堅幹部、実際にはそれか
らあとの任用は、それ以後の職務の経歴とか本人の実力等で
違ってくるわけですが、大体上級職は幹部になっているという
状況です。福岡市の場合現在職員が一万七〇〇人おりますけれ
ども、この内上級職で採用されたのが一三六〇人、一二・七％、
中級職で六九〇人、六・四％、二割が上級中級ということに
なっています。その他が初級職、或いは、衛生管理とか消防、
運輸、地下鉄等の専攻ということになっております。上級は、
大体行政事務と行政技術に分れておりまして、行政技術は土木
とか電気あたりが多いんですが、行政事務は上級職の半分以上、
六割から七割近くが占めているであろうと思われれます。行政事
務が大体法学部なり経済学部なり商学部なりの入ってくる部門
になると思われれます。で、例えば昨年の場合、三一名、行政事
務を採用していますが、このうち法学部が一七名で五五％、経

法学部商学部が八名、二六%、あと文学部二名、教育・農・理
 各一名ということになっておりまして、行政事務の中では、圧
 倒的に法学部が多いというのが実情です。採用試験そのものは
 学部は一切問わないということですが、行政事務の試験では、
 法律、行政、経済の三つの試験区分がありまして、当然法律の
 部分は法学の出身の者が多いということになります。法律、経
 済、行政とも採用試験の結果を偏差値で集計しまして、全ての
 部門を合せて上から三〇人なら三〇人というシステムにな
 っていますが、その結果であっても法学部の方が半分以上占
 めるといふ状況になっています。ところで最近公務員離れとい
 うのが言われています、だんだん倍率が落ちていくことを
 我々は心配しているんですが、それでも行政事務自体は福岡市
 の場合、まだまだ一五・六倍の倍率でした。去年の場合は一五
 ・五倍くらいでございます。ただ技術系になると確かにガタン
 と落ちまして、景気に反映して土木あたりは数年前までは一
 二〜三倍から二〇倍くらいあったんですが、昨年は土木で二・
 七倍、建築で二・四倍というように非常に少なくなっている。
 しかし行政事務だけは依然として一五〜六倍はある。五〜六年
 前までは、三〇倍くらいありました。その中でセレクトするの
 で実際はかなり高いところが幸いに入ってきているんでは
 ないでしょうか。

これは「テスト主義」として問題があるように言われていま
 すが、その後の実態を見ると、メリットも相当あると思われま

す。知識だけでなく、精神力というのが問題になってきますけ
 れど、学部で一生懸命勉強するというのが、そのまま精神力に
 結びつくかどうか分かりませんが、努力する素質になって
 いるところもあるのかな、という気がします。そういう意味で、
 入ってくるときのやり方は問題があると言われてはいますけれど、
 それなりのメリットはあるという感じはいたしています。国家
 公務員につきましても同じ様な傾向でございまして、昨年も国
 家公務員一種では、行政事務のうち法律関係が二七一人、経済
 が一三三人というふうに経済の二倍、法律が通っているという
 状況です。その後の配置ですが、いろいろ分野が多うございま
 すけれど、おおむね本庁のなかでも市全体の総合企画あるいは
 人事労務、総務財政をやる部門、内部管理的な部門、それら本
 庁のなかの各局で、企画立案する部門、イベント事業開発をや
 る部門などに配属されております。出先が七区役所ありまして、
 市民と第一線で接触して福祉とか住民相談とか土木、河川の維
 持などやっておりますが、大体出先機関の方が人数が多く、五五%
 となっております。本庁のなかの全体の企画、総務局の人事、
 各局の立案部門などは法学部が多い配置になっています。経済、
 商学部は、商工貿易、イベント関係、事業関係などを中心に配
 置されているのが実情です。とくに学部を意識して人事移動を
 やっているわけではございませんが、どうしても専門とする分
 野が配置先にあらわれてきます。そういうことでやはり上級職
 で採用した比率、その後の任用を見ましても、市役所全体の組

織の中で、調整、管理する部門、規制する部門では法学部がかなりのウェイトを占めているということが言えると思います。国家公務員についても同じことが言えます。一種でも法学部出身が第一番目を占めていますし、本省あたりの中核では、東大法学部が多いというのは皆様ご承知の通りです。そういう状況が、国、県、指定都市では多い訳ですが、どうしてかなと考えますと、法学部の知識、法解釈学の力を持っているということもありますし、企業と異なり、公務員そのものが市民生活全般にわたってやる仕事ですので、もともと法律、政令、行政、つまり法律関係に近い仕事をやっているということもあると思います。しかし、それだけでなく、先程九電の亀井さんがおっしゃったように、考え方、法的思考方法が行政の企画などのあり方に共通しているというか、それをやっていく上で必要だということわけであり、具体的に言うと、企業と違い、社会生活全般にわたることをやっています。生の事象で物事がやってきますし、ぶっつけ本番ですから、規則、行政、通知、市民一般の常識とかに精通していなければならぬ。それに加えて、説得力が大変必要となってきます。例えば地域福祉や、開発に伴う環境問題、青少年体罰の問題など市民共通の悩みや問題が頻りに出てきますので、議会に対して、あるいは市民に対してそれを系統立てて説得し納得させるといった能力が、とくに管理職には必要になってきます。本庁の市役所では、三ヶ月毎に議会があります。課長以上は議会で答弁の義務がありますので、

つまり三ヶ月毎にそういう問題が出てきます。考え方を整理して説得するためには、法的な思考訓練を得たことが必要となってきます。ある事案に関して一つの判断に至る過程を示すことが法学教育だと思ふんですが、役所でとくに必要な思考方法じゃないかと考えます。例えば、高齢化社会のなかで、今までと同じ行政ではいけないという状況になってきています。地域も一緒になって高齢者の福祉をやっていかないといけないとか、行政と民間の役割も、今までは切り離してましたけれど、これからは共に働くというか、共同でやっていかなくてはならないのではないか、等々です。中央の時代ではなく特色ある地域独自の人的なあるいは歴史的な資源を活用して施策をやっていかないといけない。そういう中でとくに市役所は社会一般何でも出てくるところでございますので、いろんな利害、考え方の人がいる中で説得していく、この場合に法的思考方法が有用になってくると思います。

大学教育への要望という点ですが、法的な知識、解釈、技術、基本的な考え方ももちろん教えてもらわなければなりません。今後は興味を持つような教育をしていただきたいと思ひます。例えば、できるかどうか分かりませんが、学部生を一ヶ月くらい市役所総務局法制課に預けて生に訓練させたいんじゃないかという気がします。私は四一年大学を出てすぐ水道局の法制に入りまして、各課からいろんな法律問題がくるわけですけど、そのとき初めてこんなもんかなと思ひました。水道法とか、

公営企業法とか大学で習ったことのないような法律を一生懸命学びまして、自分なりに考え方をまとめた。これが法律なのかあと気付いた最初です。それで、こういう訓練をやったら面白いんじゃないかなあと思う訳です。

それから大学院への社会人受入れということについて今から考えていかねばならないと思いますが、ただそういう場合に、市役所が高度な法律知識を得るために二年間も院にやるということとはなかなかできないと思います。テーマを絞っての専門講座があれば行政、企業も大学院にやるというところがでてくるんじゃないかという気がします。時間がばたばたで申し訳ありません。ありがとうございます。

【吉村】

どうもありがとうございます。以上で第一段階としての報告が終わったわけですが、夫々現場から興味深い報告を頂きましたし、また学生諸君にどれだけ面白い教育をするか、もっと具体的な実務との交流のなかでの教育、あるいは興味の持てる講義の工夫がいるのではないか、というご注文も頂きました。時間もさすがにきちっとお守り頂きました。これからは大学側の代表としてディスカッサントをお願いしている、大内さん、江藤さん、今里さんから、ただいまのパネラーのご報告を念頭におかれたご意見をお伺いしたいと思います。学者の場合は話し出すときがないということがございまして、まことに恐縮ですが三〇五分の間でご意見をまずお伺いして、そしてそれに

ついでのパネラーからの再答弁ということでは第一段階を終わりにしたいと思います。まず西南学院大学の大内さんから、時間の制限を致しまして恐縮ですがよろしくお願いします。

【大内】

たいへんいろいろ教えて頂きました。教育の現場におりまして実際は学生が分かっているつもりですが本音を申しますと分からないんです。学生は怠けているように見えるかと思えば、非常に勉強しているところもありまして、それは一般的にそうであるところがあり、また部分的にそうであるところもございします。昔の私たちが学生のときにおおよそやらなかったことを、知らなかったことを今の学生たちは知っているかと思えば、こんなことも知らないのかというようなこともたくさんございします。結論としては分からないです。むしろ私共としては、大学を巣立っていった企業におさまったときの彼等がどういう人間たちであるか、どういう能力を持っているか、ということを知りたいという気持ちでいっぱいです。

この間ある若い研究者と話していたんですが、その中堅の研究者は学生紛争にひところは熱中しておりまして、最近では、今の自分たちの後輩の学生がどういう価値観を持ってどのような学生生活を送っているかということを真剣に研究している方ですが、彼が言うには、外国の大学生は非常によく勉強すると言われ、日本の大学生は非常によく遊ぶ、大学はレジャーランドである、にもかかわらず、なぜ日本は世界第一の経済大国に

なっているのだろうか。今日日本の経済を支えているのは、これも通説ですが、決して六〇歳代の人ではない。五〇代でもない、四〇代でもないと言われます。むしろ三〇代から今や二〇代の後半に移りつつあると。彼等の世代が日本の今を支えているし、二一世紀の永遠に不時着することのないといわれる経済大国『日本』を支える力になっている。こういう話を聞きます。そうしますとそういう人達は、ついこの間私たちが教えて、卒業させた若者達であります。

私はしばらくアメリカに留学した経験がありますが、確かに、ほんとうにアメリカ人はよく勉強します。日曜日の夜には月曜日の予習が始まりますから、土曜日の夜に遊ぶという生活です。ひょっとしたら何人かの若者は大学時代にエネルギーを使い果たしてしまって、企業に入ったら今から遊べというところで遊んでいるのではないか。そういうことがある程度実証できるとは思います。そしてその結果、次々に会社を変えていきますね。つまりある程度訓練も受け、知識も一〇〇%に近い教育を受けて出ていきますから、その知識と訓練がすぐ有効に使えない所には我慢できないんですね。そういうところから国民的な生産性は低下しているのかな、という話をしたことがあります。そういう意味では、日本の教育を論じるときには、実は大学までの教育ではなくて企業をポスト・クレジットと考える長期的なマクロの教育観が必要なのかなと思っております。これは全く単なる推定に過ぎないわけですが、ひょっとしたら先生方も

思われるところがあるかと思えます。

今後の大学は社会人の大学教育を本格的に考えなければならぬ時期ではないか。諸先輩方のお話を聴いておりますと、どうも社会人となった方々の中に勉強の意欲がたいへん旺盛な方がおられるということですね。これも先程の話のつながりになりますが、やはり学生時代十分勉強していないものですから、逆に企業に入って勉強したくなるという効果があるわけですね。

それではそういう方々を是非お招きしてやらないと、一九九六年からは学生が減少しまして大学がつぶれますから、私立大学としてはたいへん深刻に考えているわけです。東京大学をはじめめといたしまして、九州大学も吉村先生がリーダーシップをとられてやっておられます。今文部省が推薦している最も理想的なやり方というのは、昼と夜を区別なく昼夜一貫一部制教育、社会人が昼の仕事を辞めないで夕方講義を受けることによって、大学院の教育を完成できるという方式だそうあります。実は私共の法学部の法学研究科も、この次の研究科委員会の議題に社会人入試の問題と社会人教育昼夜一貫制というのを原案として出す用意をしています。青山学院大学とか慶応義塾大学、それから東京大学の方々にお聴きしますと、社会人を大学院に入れたことによって、本学から上がってきた社会経験のない学生たちが本当によく勉強し出すようになったという、いい反射効果があるそうです。ひょっとしたら、皆さんの要望されている本来あるべき大学教育というのは、大学院のレベルで対応した

方が現実的かもしれないと思います。ここに、ハーバード・ロースクールの卒業生からもらった、ごく最近のハーバード大学のブリテンを入手したわけですが、これを読みますと、ハーバード大学でも今や講座が時代に立ち後れて深刻な問題であるということだそうです。既存の法学の科目、それからそれを教えておられる先生方の講義が面白くない。そればかり聴いていたのでは世の中に立ち後れるという危機感を学生の方が持っていると書いてあります。国際的な分野のカリキュラムが皆無に等しく、カリキュラムの改革が必要であるということです。国際法とか国際私法とかたった一つか二つの科目名で提供されているものは、本当は一〇や一五も細分化された形で提供されないと間に合わない時代である、という非常に深刻な記事が載っています。学生もそういう講義を開くとわんさと集まるそうです。従って諸先輩方のおっしゃるように、ためになる講義、役に立つ講義、面白い講義を開設すると必ずから学生が集まってくるということは普遍的なことではないかなと思います。他に二、三点ございますが一応ここで切上げます。

【吉村】

どうもありがとうございます。それでは引き続きまして、熊本大学の江藤さんからお願います。

【江藤】

それでは今お聴きしました話に関連しまして大学側の実情を説明して、討論の契機にしたいと思います。いろいろ法学教育

の在り方が問題にされている中で、問題を整理すれば、学生側の問題、教授側の問題、それから大学と社会との関わりということになるかと思えます。学生側の問題として、大学受験に精力を費やしてもう大学に合格すればこれでおしまいというような風潮が、特に入試が激しいところほどあるかと思えます。また一方で、就職が極めて好調で卒業さえすればどこでも採用して頂けると言う状況なものですから、学生に勉学意欲が湧かないのもやむをえないという実情もあるかと思えます。それからもう一つは教授側の問題ですけれども従来から教育の効果等をあまり重視しない、学者のやることではないという風潮があると思えます。若い先生は違うと思いますが、今まではやはり教育効果を念頭においた教育はあまり重視されていなかったのではないかと。それからもう一つは、社会との関わりという点から考えますと、むしろ研究というものは中立を保ち、社会と隔絶して大学らしさを保持しなければならない、勿論極端な話ですけれども、社会と遊離する、あるいは孤立していることが大学らしさであるかのごとき潜在意識があったんではないかと思えます。こういったことの原因の一つには、大学は教育・研究の機関と言われますけれども、むしろ研究に中心があつて教育というのはネーベン（副次的）であつたということでは否めない事実ではなからうか。特に国立大学の風潮はそうであらうと思えます。

それから法律学というものについて言いますと、中心的に考

えられてきたのは、官僚の養成というかそういう類の人材養成であったわけで、企業人、企業で働く人材の養成という視点はあまりなかったんじゃないかと、話を聴いていてここに我々も反省すべき点があるということを感じました。

あと少し急ぎますが、面白い講義ということですが、一八歳くらいで入ってきた学生に法学の面白さを果たして説けるだろうか、これを持たせるのはなかなか難しいことだと思います。その意味では、法学は大人の学問なのでやはり先程から出ていますように、私も大学院レベルできめの細かい教育ができると思います。学部ではもっと単位数等も減らして、授業科目も減らしてゆとりある学部教育を行ったらどうか、そしてむしろ法律を中心とはするけれども、もっと幅広い教育をやった方がいいんじゃないか。

もう一つは、熊本大学も大学院を持っておりまされども、修士課程の場合になかなか学生を定員いっぱいにはとっていないというのが実情です。修士課程を活性化するためにも社会人教育等も考えておかなければならないと思いました。そこで、企業の方にお聞きしたいのですが、大学は各々生い立ち等違うわけですので、我々はこの特色を生かしながら努力していこうと思っておりますけれども、企業としては大学に多様性を求めているのかどうかということです。

【吉村】

どうもありがとうございます。時間の制限がございますの

で、言い足りないところもあるかと思いますが、あとでまた議論して頂きたいと思えます。次は九州大学の今里さんをお願い致します。

【今里】

私にここに座れと言われた理由は恐らくあいつに極論、あるいは過激な意見を言わせようというご期待あつてのことだと思いますので、そのご期待に応えまして、無知蒙昧ゆえの蛮勇をふるいまして、極論を三点ほど申し上げたいと思います。今、実務家の方からご意見を伺いまして私が抱いております信念をますます強くしたわけでございます。一番目は、法学部は無用である、解体しろということ。二番目は教官は研究者をやめろということ、三番目は法学部のスタッフの半分を実務家にしろということ。法学部不要論でございますけれども、私は、法学部は不要ですが、法学は不要だとは言っておりません。何故不要かと申しますと、これはどの学部でもそうでしょうけれども、恐らく九五%以上の法学部学生が法律に関係ない仕事をやっていると思うからです。企業の方もできるだけ法律関係の仕事をやらせていると思えますけれども、やはり九電さんなんかの場合おっしゃるように、学部に関係無くやらせているという、これが本音だと思います。じゃあそういうニーズがないのに何故法学部があるのか、これは法学者がいるから法学部があるわけです。食糧制度があるから食糧庁があるのと同じようなものはなかるうかと思うわけです。縦割の学部を取扱ひまして、文

学部も経済学部もみんななくして、学生が各々自ら将来やりた
いことのニーズに応じてカフェテリア方式で授業を取るとい
う方式。ですから、九電で働きたいならば工学部の機械工学や電
気工学へいく、というように、好きなメニューを選んで自分の
キャリア構成に応じて勉強できると、そういうシステムで構わ
ないのではなからうかと思っっているわけです。もし、単位を取
る必要がないとした場合、全く学生が来ない科目が法学部の
三〜四割はあるだろうと思われる。全くニーズがないから来な
いという開店休業の科目が、どこは申しませんが、必ずある
はずです。

それから二番目の研究者をやめるということでございますけ
れども、これは先程江藤先生がおっしゃったように我々大学の
教官は、研究者であるということによって、研究者として学問
的業績をあげることによって評価されるんですね。何冊本を書いたか
とか、何本論文を書いたかとか、学会でどういう発表をしたか
とかいうことで評価されるんであって、一生懸命教えていい先
生だと学生に人気の高いというのは全然評価されない。ですか
ら、いきおい研究者として一生懸命勉強すればするほど、日常
の学生向け講義は、適当に教えておこうということになる。給
料さえもらっておけばいいということ。私は予備校で教え
た経験がございますけれども、予備校では極めて評価が厳しく、
学生が減ってきますと、とたんに講師の謝金が減ってきます。
大学の先生はそんな心配は全くない。このへんを変えていかな

ければならないのではないか。また、大学の先生には、行政官
という役目があります。学外行政とか学内教育を一生懸命やっ
ていても評価されず、「あいつは勉強をしていない、学者とし
てダメだ」というような陰口をたたかれる。こういう風潮を
我々の意識の中からある程度払拭していかなければならないと
思っております。

最後に申し上げたいのは、講義に実務経験者を入れるとい
うことでございます。九大での私の講義では、行政学と地方自治
制論をやっておりますが、私自身講義に必ず実務家を多いとき
は五人くらい呼んで参ります。この前は宗像市の滝口市長、今
売り出しの市長ですが、この人に話をしていただきました。や
はり行政、街づくりのフロンティアを走っているということ
極めて面白い話でした。講義が終わりますと、学生の内三人が感
激して「私も宗像市の職員になりたい。宗像市の給料はいくら
ですか。市長はあとのくらいの任期があるんですか。」と聞き、
次の日受験票を取りに行ったということがあります。これは一
つの例に過ぎませんが、このように実務家を呼んでくる
と非常に学生の人気が高いんですね。いつも試験の後に評価を
書かせるんですが、話を聴いてよかったと言っています。です
から実務家を入れて生の社会にちょっと触れさせるとい
う講義をこれからすすめていかなければいけないのではないかとい
ふふうに思っております。

以上です。

【吉村】

どうも、ポレミッシュなご意見をありがとうございました。それでは今のデスクサントのお話についてパネラーの方々から何か少し補充したい点などがございましたらお願いしたいと思います。行正部長いかがでしょうか。

【行正】

法学部は非常に有用だと思しますので、まずそれを申し上げておきたいと思えます。実務と教育の関係では、例えば銀行の場合、手形小切手法というのが身近かにありますが、これを大で習っているときは何かよく分からない。ところが銀行に入って手形小切手の現物を見るともう立ち所に分かるようになっております。そういった意味では、学問を面白くするというのはできないかもしれませんが、いろいろ興味を引くよう工夫するということは、できるんじゃないかと思えます。

私共企業の場合、研修が終ると、各講師について有用度、理解度をそれぞれ五、四、三、二、一と無記名で評価をさせますので、講師についてかなり厳しいものがございます。講師は非常にいい事を言っているようだが、てんで分からなかったというようなケースもあります。講師からこの評価表は他の部に回さないでほしいというふうなことも言われるくらいです。

それから日本の経済を支えている人という話の中で確かに若い人が支えているということが言えると思えますけれども、現在の非常に裕福な繁栄というのは少なくとも昭和五〇年以降の

話ではないかと思うのです。それまではやはり厳しい段階でやってきているわけでございます。そういった意味では日本国民全体で今の経済大国を支えていると思えます。しかし、この繁栄が果たして続くのかどうか。教育の点からみますと確かに日本の教育の高さと均質性は世界のトップだと思えますが、教育現場の条件等を考慮しますと、アメリカなど諸外国のように他国民が入ってくる中での教育と、日本の教育とは、条件が全然違うわけですから、単純に比較する事は必ずしも妥当ではないと思えます。もし、アメリカと同じように日本に多国籍民を入れまして、日本国民が二〜三割になった場合、今と同じことができるかと言いますと私は自信がないという気が致します。以上思いつきで申し上げます。

【吉村】

どうもありがとうございました。亀井さんいかがでしょうか。

【亀井】

企業で法律実務を勉強できる場を提供する考えがあるということを先程お話ししましたので、それに具体性を持たせるためにはどうしたらいいかとみなさんのお話を聴いて考えていたんですが、いろいろ一般論で考える前に二、三人実験的にやる気のある人を行動に移してやるプランを考えたいという気が致します。私の責任の範囲でやれる部分がありますので、この提言については本気ですぐにでも開始する用意があるということとを改めて付け加えさせて頂きます。それから先程ハーバード

大学のお話を聴きながら愕然としました。今後日本にいろいろな外国のみなさんがたくさん生まれる様な時に電気の供給契約や料金の支払をどうやって説明したらいいだろうか、日本に合せてくれというだけでいいのかなとちょっと心配になりました。あわててもう少し諸外国の言葉に詳しい人をつくらなければならぬと実感として思いました。

【吉村】

どうもありがとうございます。西さんいかがですか。

【西】

今、研究と教育という大学の機能、特に教育の問題が分かったような気がするんですが、大学は先程公務員採用の事情を申しましたようにやっぱり必要だと思えます。我々のところでも実際主要な人材を担っているわけですので、あとそれをどのように法学に興味を持たせて教育していくのかというようなことが大学側の課題であると思えます。法律の知識そのものは役所に入っても企業以上に必要でございまして、実際に税務にしても福祉にしても専門的な法令解釈、通達を一ヶ月につき一遍くらはいベテランを集めて研究会をしております。役所に上級職で入った者はいわゆる生活保護関係のケースワーカーとして現場で二年くらいやっているわけですが、そこでは法律問題が生に出てくるそうです。内縁の人が行方不明になったけれど、残して言った財産はどう処理すればいいのかといった問題など。税務についても日常的にそういう問題が出てきていますので、

税法は非常に難しいんですがこれも頻繁に研究会を開いています。このように法律的知識が非常に必要になってきます。ただ大学の法学部の中でそんなに具体的なことをやっているかというところと恐らくやっていないだろうし、私共もそこまでの知識を求めていません。実際役所に入ってから再教育をした方が実践的な場合が多いわけです。法学部では社会現象や法律などを何が正しいのか何が本質なのかを見極める思考方法、その過程をはっきり説明する力といった基本的な訓練を勉強させた方がいいんじゃないかと思えます。当然カリキュラムの限度があるわけですからその中で興味を持ってやって頂きたい。そういう意味で大学法学部は我々にとって非常に大切なところでございましてどうかひとつよろしくお願い致します。

【吉村】

どうもありがとうございます。この問題につきましましては最後までもう一度立返ってご討議頂くことに致します。では、第二部として、最近特に大企業などで重視されてきております企業法務部門から、先程からお待たせ致しております関西電力の多田さんにご提言をお願いしたいと思います。その問題について若干の時間を割いて討論に移りたいと思います。それでは多田さんお願い致します。

【多田】

ただいまご紹介頂きました関西電力で法務部担任の支配人をしております多田でございます。本日は九州法学会にお招き頂

き、意見を述べる機会を与えて頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

私は関西電力に入社して今年でちょうど三四年になりますけれども、九州電力さんと同じく、入社したての一年間は現場の実習をして電気事業に関わるものもの仕事を経験して参りました。それからあと亀井さんがなさっているのと同じ用地交渉の仕事は六年半やっております。その計七年半を除きましてずっと法務関係の仕事に携わっております。そういうことで私の申し上げることはかなり偏ったことになるのではないかと、他のパネラーの方々のご意見とうまくかみ合うだろうかと危惧しながら参りましたが、冒頭行正さんが法学の有用性をお話しになったので安心しておりました。ところが亀井さんが法律の勉強よりむしろ度胸であるというお話をされました、これはとてもだめだといささか落込んでおりましたが最後に西さんにまたお救いを頂いた様な感じでした。西さんのお話を私なりに要約いたしますと、生の事実の問題点の整理、分析に当たって法的思考の技術性・有用性はやはり重視すべきであるということだ、加えてそこに説得力というものも求められるということだと思えますが、これでようやく少し落込んでいた気持ちが元に戻ってきたという感じが致しております。

説得力ということに関しては、亀井さんが理屈ではなくて肚だ、度胸だということをお話しになりましたが、私も若い頃に用地交渉の仕事をやっておりますからよく分かります。今

日のレジュメには書いていませんけれども、それは企業法務を担当する人間が備えるべき資質の一つであろうと考えております。企業法務とは何かという前提抜きでこういうことを申し上げても果たしてご理解頂けるかどうか分かりませんが、私は常に法務担当者として次の七つの資質を備えるべきことを力説しております。一つは、法務部門は、サービス部門であるから、企業の経営に関するあらゆる情報を集める情報収集力をまず持たなければなりません。それから二つ目に情報収集のためには企業の組織の内外にわたってネットワーク形成力を持たなければならぬ。三つ目に集めた情報を分析してこれを経営の意思決定の中に法的観点から適切なアドヴァイスをするための分析力を持たなければなりません。四つ目に分析された問題点と収集された情報を総合する企画力を持たなければなりません。五つ目に組織の中の各部門の利害の対立を調整するに足る調整力を持たなければなりません。六つ目に先程西さんのお話にも出てまいりました説得力。最後に法務の仕事をやっていますとどうしても企業秘密に属するドロドロした話を聞く機会が多いわけですが、これを問題視して、叱りとばしたりせずに秘密は秘密としてぐっと呑み込むだけの包容力を持って接し得るか。この七つの資質を備えなければならぬと言っているわけであります。

しかも、この七つの資質はこれから私が申し上げますところの法的思考力の有用性ないしは技術性の上に築かれるべきもの

である。やはり基礎としては、法律学の技術性をきちっと備えていなくてはならないと言っているわけであります。この点には先程西村先生ないし今里先生のお話にも出てまいりましたように、法学部のアイデンティティにかかわる問題ではないだろうかと思っております、私共企業法務の担当者と致しましてはやはり法的技術の有用性を重視したいと思っておりますので、その点で先程ご発言のありましたお三方とどこかでつながって行くのではないかとというようなことでこれからのお話を進めさせていただきます。

本題に入る前に、企業法務とは何かということについて若干コメントさせて頂きたいと思っております。企業法務という仕事のジャンルは昭和四〇年代後半くらいから急に脚光を浴びてきたものであります。仕事の実体・本質は何かということを定義的に申してみますと、企業を取巻く法的枠組、これには法律による規制と行政による規制が考えられますが、この中で企業活動が適法かつ妥当に行われて企業が健全な発展を遂げられるようにこれをサポートすることを目的とする一種の技術ないしは活動の形態であるといえるかと思えます。こういった機能を果たすべきセクションが法務部門であります。これが私共のように独立した部の形をとるのか、あるいは九州電力さんのように総務部の中の一つの課としてあるのかということにつきましては、各々の企業の組織運営のポリシーなり、あるいは歴史的背景があるわけでありますが、いずれにしてもそういういっ

た役割を果たすセクションが法務部門ということであり、法務部門がなにを目的としているのかということにつきまして、お手元のレジュメに企業法務部門の役割・機能・目的という図をお示ししていますので、これでご承知頂きたいと思えます。要は部門の役割とは、企業の法的利益の確保ということであり、その機能は、紛争の有利解決をはかる臨時的機能、利益の逸失を防止する予防的機能、およびいろいろな法規制、行政規制の中で企業にとって最良の経営方針を決定して利益の創造をはかる戦略的機能の三つに分れていると私は考えております。

本日のテーマは法学教育への直言ということであり、以下企業の立場から見た、特に法務部門の立場からという限定がつくかもしれませんが、その立場から見た法学教育のあり方に対する批判、およびその改善の方向という二つの切り口に分けてお話をさせていただきます。

まず最初に企業法務部門からの法学教育に対する批判と申しますとおこがましいかもしれませんが、そのあらましについて申し上げます。ご承知のことと存じますが、法務担当者の全国的な集まりとして「経営法友会」という組織がございます。ここではかねてから法学教育のあり方についてメンバーの間でいろいろ議論がかわされておりましたが、勢いのおもむくところ法務教育問題研究会というプロジェクトチームが組織され、そこで議論した結果を一九八三年一二月に「現在の大学法学部教育にのぞむ―企業法務部門からの提言」と題する意見書と補

足説明にまとめてこれを公表致しました。これは法学セミナーの一九八四年八月号に全文が載せられております。この中に私を含めまして法務部門を預っております責任者の思いが過不足なくこめられておりますのでこれをご紹介しますと頂きたいと思っております。なお、これが発表されましたから既に八年余が経過しておりますけれども依然としてここで提起された問題は残っており、その意味でいまだにこの意見は今日的性格を持っていると思っております。意見書のポイントはレジュメにも引用致しておきました。すなわち法学部卒業生の能力につき、企業活動において必要とされる実用的法律知識が欠如しており、法的思考法、法的対応能力が十分でない者が多い。その原因としては大学における教育内容が現実の社会に対して実用性、実践性を欠き、抽象的でアカデミックに過ぎて学生が講義を十分理解できず、消化不良のままに卒業してしまうところにあると考えられるというくだりであります。

これがこの意見書の一審言いたかったことであります。このような批判がなぜ出されるに至ったかということではありますが、これには昭和四〇年代後半から企業法務部門を独立させよう、あるいはその充実、強化をはかろうという動きが出てまいりましたところ、その要員となるべき法学部卒業生の能力の欠如に企業が苛立ちをおぼえた、その思いが出てくるわけであり、また、このような法務部門充実、強化の動きの背景には次のような企業を取巻く法的環境の激変現象があります。ひとつ

はその当時から起こって参りました企業の社会的責任追及の意味を持ちますところの公害問題、薬害問題、労働災害問題等々に対するいわゆる現代型訴訟が数多く起こされてきたということ。もうひとつは日本経済の国際化に伴い、渉外的法律問題が起こってきたということがございます。ご承知のように我国企業においてはこの種の法律問題は顧問弁護士にお任せして解決するというのが伝統的なハイビアでありましたけれども、我国では弁護士数の絶対数が少のうございます。特に渉外法務をこなすに足るだけの語学力を持った弁護士の数が非常に少なかったという事情がございまして、我国企業の伝統的な行動原理に従ってこの種の問題の解決を顧問弁護士にお願いしていたのでは到底打ちあかない、なんとか自前でこれに対応しなければいけないということで、いわば一種の自衛行為ないし、自己防衛的な考え方から法務部門を作ったにもかかわらずにも弁護士と協働して、あるいはこれをサポートしてなんとかこの難局に当たっていかうというような事情がございまして、先程ご紹介しました補足説明—これはその当時日産自動車の法規部長であられた米田樹一さんがお書きになったものですが—その中にこういう記述がございまして、「法学部卒業生の多くが社会現象に対し基礎的な法律知識をもって説明する能力や法的角度からこれを調査する能力の点で劣っていると言われる。毎年入社試験面接で多くの法学部卒業生と面接するが、大学で法律学を勉強したと自信を持って答えられる学生はごく少数である。むしろこ

れはと思う学生でも法律学を勉強しなかったことを誇らしげに語るのだから多い。この点は技術系の学生とは全く対照的である」と。これに似た経験は私もしたことがございますが、いずれにしましてもこの叙述の中に学生の能力不足と、それをあたかも当然のごとく誇って堂々と言明して憚らない学生の姿に対する企業法務の責任者の苛立ちの念をお汲み取り頂けたら有難いと思っております。

勿論企業と致しましては、日々の仕事を処理していくうえでこの状態を単純に嘆いているだけではございませんで、いろいろな方策は講じております。先程も行正さんのお話にございましてように各企業では工夫を凝らして、OJTをはじめ担当者の能力向上のためにいろいろとブラッシュアップの機会を設けておりますし、また法務以外のセクションにおきましても、亀井さんのお話にもございましたように各々の部門特有の法律問題がありますので、その処理能力の向上のために法務部門がお手伝いをして教育訓練その他をやっているわけでありませうけれども、やはり基礎的な部分につきましては大学におけるトレーニングをお願いしたいというのが本音でございませう。

そこから私は以下に述べる四つの改善の方向が示唆されるのではないかと考えているわけでありませう。一つは大学法学部教育の理念ないしは目的を明確にして法学の実用性、すなわち社会的紛争の解決、予防からさらに一歩進んで社会生活の秩序付けのために法律の規制を戦略的に活用できる技術性を持つも

の、言換えますと、法律的思考方法の有用性あるいは実用性を学生に対して明確に認識させて頂きたい。そうしてその技術の修得についての動機付けをやって頂きたい。現段階では失礼ながら大学サイドにおけるこの種の努力がやや不足しているのではないかとというような感じを受けます。そうではないければ先程ご紹介した米田さんの補足説明の中にありました勉強してこなかったことをとくとくと語るといふような意味で倒錯したエピソードは生れるはずもなかったのではないかとこの思いがするからであります。

第二番目の改善の方向としては、実用的な法的思考法の技術修得のための教育方法ないしはカリキュラムの改善がはかられるべきではないかというものであります。一昨年関西大学法学研究所が「法学の教育と研究」というテーマでシンポジウムを催した折に、私は企業法務部門が望む人材像という視点から同じ様な意見を申し述べさせて頂きました。なお、これはこの研究所の機関誌の「ノモス」創刊号に収録されておりますので、あるいはごらん頂いた方もあるかと思ひます。その際私が述べましたのは民法とか商法、刑法といった実定法の法典別の規範の解釈論教育が中心でありませう。これにいくつかの基礎法学に関する科目が付け加わったカリキュラムのもとにすめられたいところ、今この大学教育の一番の問題があるのではないかと、しかもその各科目の相互の関連性が必ずしも明らかではない。いわば蛸壺・縦割り式で学者中心主義的な解釈論が一方的に学

生に教えられている。学生としては十分にこれを理解しないままに未消化のまま卒業してしまっている、というところに問題があるのではないかと考えています。

実務の上で遭遇致しますケースは、亀井さんや西さんのお話からのご推察頂けますように、法典の編別を超えたいわば法典横断的な、場合によっては私法と公法の両方にまたがる複合的な論点をふくんだ問題で、これがしょっちゅう出てくるわけでございます。これに加えて企業の場合ですと、企業の利益の確保、あるいは利益の逸失をどうやって防いだらいいのかという手続的な観点をも織り込んだ事務処理が求められるわけですが、こういった問題の処理をするにあたりましては、これまでのような蝸壺・縦割り型の訓練では解決能力は養われない。現状では実際に企業に入って泥にまみれながら自ずから体得していくわけですが、こういった解決能力のごくわずかでもいいからなんとか大学の方でトレーニングをお願いできないだろうかというような感じを持っているわけでありまして、ただ、この種の試みを大学でやって頂くためには相当時間と手間が要ることが推測できます。今のせいぜい二年ないしは教養課程との相互乗り入れによる変則的な授業時間をとると致しましては三年、ここに四年次の就職活動が入りますから実際に専門科目の勉強にあてられる期間はごくわずかになってしまいますが、そういう制約の中でどれだけこれが可能であるのかはかなり問題ではないかと思っております。

そこから、第三番目の改善の方向と致しまして、専門科目の修業年限の延長あるいは東京大学その他ですすめておられます実務大学院構想が出てくるわけでありまして、ただ実務大学院がどれほど企業のニーズに合っているかにつきましては、まだ卒業生が出ておりませんので将来に期待させて頂きたいと思っております。

第四番目に大学サイドと企業サイドとの対話を行って企業の業務執行過程における法学的思考方法の実用性の基準をどこにおくかということについて十分な意見のすりあわせの機会が必要ではないだろうかというように考えているわけでございます。たとえとしては必ずしも適切でないかもしれませんが、この対話というものは、学生の養成機関である大学（生産者）と、その受入れ先、つまりユーザー側との対話にあたるわけでありまして、これまではこのような試みが全くないうちに、大学は一方的に学生を送り出してこられた。他方企業としても十分なユーザーニーズを示すことのないままにこれを受入れてむしろ企業の中におけるトレーニングによって能力を開発していきこうというようなことがあまりにもイーजीに行われ過ぎたのではないかと感じが致します。そういった意味で今回のこのシンポジウムを企画された先生方に対し、私の様な法務担当者だけでなく人事のご関係の方も入れて、こういった話し合いの機会を持つとされたご慧眼には敬服の念を覚えるものでございます。いずれに致しましてもこの種の対話が今後もう少し頻繁に

行われれば恐らくは今問題になっておりますような法学教育のアイデンティティいかんというような点はもっとクリアになってくるのではないかと私は思っているわけであります。

以上で私の話を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【吉村】

どうもありがとうございます。それでは法務部門からの厳しい要望に対しまして、西村さんの方からそれについて発言して頂きたいと思えます。

【西村】

大学の研究者には実務的発想とか自分の専門分野以外のところで具体的な事件になったときにどうなるかというようなことはできることではないというようなことがひとつであります。これは恐らく人的な交流で少しましになっていくんではないかと思えます。企業側からあるいは官庁から大学で教えて頂くあるいは我々同僚に刺激を与えて頂く、そして、大学の研究者でいったん入った方を、たいへんご面倒だけでも、企業の法務部で一年なり二年なり面倒をみてもらう。こうすると大分違うなどという気はするんですが、研究者は元来そういうことに向かない人間だということをまず、お考え頂きたい。

それからもうひとつ間接的なことなんですが、なぜこういうふうになっているかというひとつの大きな理由は、法曹界の待遇、企業の待遇、大学の待遇が各々根本的に違っています、ごく

常識的な円満な判断をなさる方は企業ないしは法曹界に出ているか、よほど特別な判断をなさった方だけが大学院に入られて給料が多少安くてもいいということ暮しておられるものですか、このところはなかなか難しいのではなからうかというふうに思えます。

それから二つ目は、原理的な問題だろうと思うんですが、法学部は経済学部と違うところがあると思えます。それは経済はお金のある強いところが勝つというものですが、法学部は多少儲からなくてもやはり我々としてこうしなくちゃならないという筋論を言いますとお金は来ないという非常に損な役割を引き受けているところなんです。そういう役割を法学部というのは持ち合せているのではなからうかと思っております。多田部長のお話の中にもレジュメの中にも企業の健全な発展というふうにございますが、もし健全でない場合に、法務部が、企業としてはこう行くけれどもいやいや法律学あるいは法学の観点からはこうじゃなくては都合が悪いんだ、ということをおっしゃれるのでしょうか。ある意味で一般の方から法務部は筋論ばかり言ってみくじらをたてる、というように言われるのでしょうか。企業法務部というのは非常に難しい、しかし社会全体にとって企業が長い目で見て正しい方向に行くために必要である、そしてその企業にとっても長い目で見てまさに健全な発展のために大事なものであると思うんです。例えば公害問題が大きな訴訟になっているところではやはり企業の中のチェックがう

まくいかなかったために現在非常に大きなツケを払っておられるのではないでしょうか。法律家というのは企業にとって有用な論理であると同時に企業にとって場合にはよっては不利な論理をたてられないと、やはり法律家が法律家として役に立たない。非常に不利なことを敢えて言うということです。この頃の学生も夢がありますので、企業法務を教える際に企業法務に入れば技術として有効ですよと言うだけでは……。それに企業法務に入ったときに、企業をより健全に発展させるために企業に不利なことを言ったときにその企業の上層部にも分かってもらえるだけの人物にならなくてはならないというようなことが言われているそうです。こういったことを法務部にお問い合わせするのは難しいことなのか、あるいは法務部の当然のやりとりなのか、でしょうか。そのところが分かりませんので、お伺いできればと思います。

【吉村】

それでは多田さんからどうぞ。

【多田】

西村先生から非常に痛烈なご批判を頂きました。第一点は研究者に対するものねだりということをいわれているのだと思うと思いますが、これは研究者のあり方にかかわることですので、コメントは省かせていただきます。

第二点で展開された西村先生のご意見は、失礼ながら非常に古典的な法務担当者像ではないかと私は考えます。現在の日本

の大企業といわれるところ、まあ何をもって大企業というのかいろいろ定義付けの問題がありましようが、少なくとも健全に運営されている企業については今や社会的動向を無視して経営が成り立つとは決して考えておりません。やはり何が企業の行動にとって求められるか、あるいは望ましい行動パターンであるかということについて常に配慮するようになっていくわけがあります。また、それゆえに法務部門が組織の中で機能することを求められているのではないのでしょうか。私が常に若い人に対して言っているのは、法務部門の人間は検察官的な役割ではだめだ。つまり何か相談を受けたときに、それは違法だからだめだと切って捨てる態度では絶対いけない。企業行動について悪い点を摘発するだけで満足してはいけません。相談を受けた事案について不都合な点があれば代替案を提起するだけの能力を持つ必要があると言っています。ある部門、例えば営業部門の人が、こういう戦略で営業活動を展開したいと思うとき、そのときに、それが持つ違法性を指摘して叱りとばすようなことはしないで、あなたはこういう目的を達成したいのだから、そうであればあなたが考えてきたルートではここで法律的に引っ掛かる、だけどその目的を達成するためには、回り道だが別にこういうルートがある、これはどうだろうかということをおアドバイスしなさい。そうでなければまた我々が企業の中で給料をもらう理由にはならないということをおっしゃっているわけです。つまりこれが先程私が申しました法務担当者が備えるべき七

つの資格要件のひとつにあたるわけでございまして、情報収集力は有効なオルタナティブを提起するために常に企業の経営に關するいろんなことを幅広く視野に入れておかねばならない。そうでなければ代替案の提起ができないからだといいところに意味があるわけでございます。法務部門の活動の実体をご認識頂いた上で再度また西村先生のご反論があれば承りたいと思います。

【吉村】

どうもありがとうございます。西村さんからも反論があるかと思いますが、他のパネラーの皆さん、あるいはディスカサントの皆さんも恐らく法務部との関連についてご意見があるかと思えます。そちらをお聴きしましてそして今度は全体的な問題についての一般的な討論に移りたいと思います。法務部からの問題提起について何かご意見を聴かせて頂けないでしょうか。では行正さん、どうぞ。

【行正】

関連しているかどうか分かりませんが、先程西村先生のお話で研究者の性質の問題ができましたけれども、私がお見掛けすると決してそういうことはないと思えますし、多分西村先生も実社会に出れば、十分ご活躍できると思えます。そういうふうに幅広くお考え頂きたいと同時に好きで入られたということがあるんですが、学生も多様な人がいらっしゃるのでは何か興味のあるものがないと勉強も続かないだろうという気が致し

ました。

【吉村】

亀井さんいかがでしょうか。法務部門と人事部門の関連といえますか……

【亀井】

多田さんがおっしゃったような気持は一方でありながらやはり実はこの二年でそういうことを期待するのは無理なんじゃないかなという気が致しております。と言いますのは、法学の本当の勉強はどうしても大学の四年間の内の教養部を除いた二・五年くらいで多くのものを期待してもどうかという気がしてしょうがありません。やはり一番始めのに申し上げましたように、勉強は一生だという割り切りからまず始めて、走る人もいればゆっくり歩いて勉強する人もいるという前提で、法学教育は企業のニーズを考えなくていいんじゃないかなと正直そう思っております。私共も職場のOJTでも同じです。若いときに非常に優秀に見える者で後で大成した人間はいないわけですし、若いときに優秀という評価をもっているものが人の上に立つとなかなかそうはいきません。と言うのは、良い評価を受けた者に限って傷ついた者の気持が分かりません。人生はしっかり歩く人が本当のものを見つけるんじゃないかという気がしますのでそう申し上げておきます。

もう一つ例を挙げますと、法学は大学の教育で始まると仮に考えますと、大学の始めの二・五年はスポーツをやるときで言

えびランニングをやる段階じゃないかと思うんです。野球の球を打つとかいうのは最近のスポーツの本などを読んでいますと、小さい時から野球の練習をさせた者は後にあまり上手にならないですね。やはり基礎の段階でしっかり走るトレーニングをやった人が良い選手になるらしいです。そういう点で言いましたも大学の教育は、カリキュラムが多すぎて勉強の焦点が定まっていないというのが私の実感です。どれか基本の方を決めて各々の大学で特徴があってもいいと思います。やり方としては、時間をとってしっかりディスカッションをやらせて基礎的なものをしっかり見据えるという方法、こういった方法でも企業の方はもともとがそんなに期待してないわけですから十分だと思います。やはり法律の思考がどうあるべきかという考え方に重点をおいた教育が一番望ましいような気がします。多田さんとは少し意見が違うというのを申し上げたいんですが。

【吉村】

どうも亀井さんありがとうございました。

【多田】

私自身も亀井さんがおっしゃったこと、すなわち技術よりも人の上に立った時に人の心の痛みの分かる人間であれということとは、否定いたしません。しかしそれは法務担当者の資質要件に関わることであって、その資質要件の必要性とその底に流れるべき法的思考力の有用性を裏付けるところの技術力を身に付けることの必要性とはまた別の問題だと思います。技術力を身

に付けたからといって今の資質がだめになるということは絶対にはずさずであります。たとえば何故企業は最近理工系について、大学院卒業生を多く採用するようになってきているのか。この点についてよく考える必要があると思います。大学院を出た理工系の卒業生が人の上に立ったときに、人の心の痛みが分からない、管理職としての適性を欠くということは決してないわけ、管理職としての適性と企業の求める技術力の双方をかねそなえているから大学院卒業生を採用するのではないのでしょうか。亀井さんがおっしゃったことは、企業としてはスペシャリストよりもゼネラリストの思考をする人間を望むということであるかと思いますが、ゼネラリストのスペシャリストという役割につきまして、ご一考をお願いしたいというのが私の考えでございます。

【吉村】

ありがとうございました。西さんどうぞ。

【西】

今の企業が求めてくる法律なら法律の分野のレベルの問題とそれをどう教育するのかという二つの面が合えばいいんですけど、なかなか合っていないんじゃないかという気が致します。地方自治体の場合はもととそこまで高度な法律の問題というのが多くはありませんけれど、確かに企業の場合は、特に大企業になれば本社の法務部門というのは、我々もちょっと聞いたことがありますけれども、相当のスタッフをもって弁護

士クラスの人々をずらっと揃えていないとなかなかやっていけないということです。国をまたがった国際的な問題もあると聞きます。そういう企業法務のスペシャリストとして相当のレベルが必要となってきたらと思うんです。ただそういうところを一般の大学の法学部なりに実質二年半の中でどう育てるかというのはまた別な問題があると思います。大学院なりあるいは別の専門機関、例えば企業が出資して特別な法律研究所を作るのかといった問題があると思います。一方でやはり亀井部長がおっしゃるようなゼネラリストとして組織全体をいろいろな目で見ていかなければならない人もいるし、役所もどちらかというとうと大学法学部に期待している機能としてはそういう面の方が多いと思います。管理職なりトップになるともちろん法律知識も必要ですが、全体的な判断、総合的な視野が上になればなるほど必要になってきますので、ゼネラリストとしての面、亀井さんのおっしゃるように人望というものが上へいくほど相対的な比重を持つわけですから、そういう面では知識偏重ばかりではトップになれないわけです。

【亀井】

ちょっと弁解させて頂きます。説明が不十分なところがありました。専門家の人を要求していないと聞えたかもしれませんが、そういう意味ではありません。二年、三年の期限付きで専門家になれと言っても、それを期待できる素材もあれば、一〇年、二〇年かかってでも自分の研究を持続できる人は企業でも社

会でもそれなりに役に立つはずなので、短期間に予定のカリキュラムを全部要求するということがおかしくありませんかと申し上げたんですから、この点をひとつ誤解のないようにお願い申し上げます。

【吉村】

どうもありがとうございます。亀井さんのおっしゃっていることも多田さんのおっしゃっていることも、結果的にはそんなに食い違わないと思います。多田さんの場合には、そのためには年限延長、あるいは大学院重点化というようなことの展望もされていますし、亀井さんの場合には、現状ではそうばっかりも言っておれないということですから。大学における教育を問われているという点ではやはり我々に刃がつきつけられているということだと思います。大学側からのディスカサントの意見もあると思いますが、あまり時間がございませんので、ここでフロアにいらっしゃる大学教育に携わっておられる方々のご意見をお伺いして全体的な討議に移りたいと思いますので、第三段階の議論に移ります。

それではいろんな問題が提起されましたので、フロアの皆さんからもご自由に今までの議論の内容を踏まえて、関連したご意見を多数お伺いしたいと思います。いろんなご意見をいちいちパネラーの方々にお答え頂いたので、時間的な制限がありますので処理できなくなりまして、五人ないし六人くらいの方にご意見なりご質問なりを伺って、それを私の方で整理致します。

して、パネラーの方に一括してお答え頂くというかたちで最後の議論をすすめたいと思います。それではどうぞ。

【木村俊夫】（九州国際大学）

九州国際大学の木村と申します。憲法を専攻しております。今、聴いていただいていちいちもったもんですが、しかし、企業の方が求められている条件は非常に厳しく感じます。大学制度そのものが人員の面、予算の面を考えました場合、企業の方の要求される水準を満たすだけのものを持っていない。私は九州の小さな私学に勤務していますが、例えば学生を採点した場合、八割は落とさないといけないでしょう。しかしそうすれば、私学経営は翌年からストップしてしまいます。人員につきましても、新しい人を入れたくても、それだけ先生を入れる余裕がございません。今までいらっしゃる先生のやり方をかえろと言え、不可侵領域である教授会の自治問題につきあたるとしよう。いろいろな制約がございます、なかなか現在の複雑な経済現象、法的現象を分析できるだけの学生を育てると言われましても、大学四年間では無理です。やはり大学としては、例えば、民主主義とはどういうものか、国会とはどういうものかというふうな法律の基礎を教えることしかできません。よき市民になること、そして余力があれば、専門的な知識を与えるということですね。

企業の方から、要求されるものに対応するには、恐らく大学制度そのものが既に時代遅れになっているのではないでしょう

か。今の大学にそれを求めるのではないものねだりなのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【吉村】

どうもありがとうございます。次は井上さんどうぞ。

【井上治典】（九州大学）

四月から九州大学に來ました井上治典と申します。実は今日ご報告なさいました多田さんには、五月に民事訴訟法学会の「大法学部における民事訴訟法教育について」というシンポジウムでお会いする機会がありました。私は報告者の一人として報告したのですが、問題提起として面白いというふうに私は受け止めたのですが、励ましのお言葉を頂きまして、たいへんありがとうございました。その多田さんに多少疑問めいたことを申しまして恐縮なんですけれども、一つは大学における法学部教育、特に民事訴訟法教育というのは行き詰ってきていると思えますが、その原因として学問研究そのものの行き詰りを反映しているようなところがあるのではないかと私は感じておりまして、あるいは法学部の研究が変わらなければ、大学教育も変わらぬのではないかと思えます。そういう意味では、道は遠いと言いますか、現状ではいささか絶望的な感じも致します。

私は昨年、商事法務研究会での、企業法務部からの大学教育への提言に対して、大学側が答えるというシンポジウムに出席させて頂きました。そのときフロアから住友商事の法務担当の中川さんが、企業法務部が求めている人材、つまりは社会が求

めている人材ですが、これと、大学が送り出している人材とでは質的なギャップが大きいという事実を、まず大学の先生が認めてかかることが出発点だ、とおっしゃいました。それをお認めになりますかという問いに対して大学側はまともに答えようとされなかった。私は後日、中川さんに会いに行きましていろいろお話しを伺ったんですが、そのときこういう話を出されました。我社でタイで米を積んで、シリアでおろしたところ、たくさん虫が入っていたという事件があった。そのときにどう対応するかというときに、法学部出身の方は日本の民法はどうか、タイの民法はどうかということには調べられるが、それ以上のことはあまりなさらない。これでは罅があかないということとはつきりしているわけです。文化の違いの中から相手にどう話を持ちかけて相手方の応接をみながらどう交渉をすればいいのかという積極的な姿勢が問われている時に、こういった求められている行為は行われたい、というようなことを例に出されていきました。もし、多田さんがおっしゃるような技術性を磨くということが必要であるということであれば、売主の瑕疵担保責任はどうなっているのかとかというようなことをぎりぎりとやっていくわけでしょうけれども、しかし現実の問題に対応するときにはそういうことよりも白紙の状態から相手にいろいろ当たっていく、未知の世界の中から何かを自分で切りひらいていくという能力の方が私は必要だと思えます。

現在の行き詰りの原因、これは法学でも医学でもそうでしょ

うけれども、あまりにも専門技術的になって血の通った心の温かさの感じられる対応ができていないというところにやはり問題がありそうに思うわけです。そのあたりの能力をどう開発していくかということが法学部教育の中で問われていると私は考えます。

なお司法試験との関係ですが、たとえば私のやっております民事訴訟法では、本当に有益な面白いことをやろうとすると、司法試験を受験する人にはどうもそぐわない、ますます教室離れを起こすというジレンマを感じるわけです。これは司法試験が変わらなければどうしようもないと言ってみても、現実に司法試験受験者がいますと、そうも言っていられないところがございまして、このへんが非常に大きな悩みのひとつであるということを率直に申し上げます。

それから今里さんが問題提起されました点は、全く感覚的には同感なんです、大学に籍をおいている者と致しましては、やはり教育と研究をセットにしたかたちで少しずつ向上していくようなことを考えざるをえないと思えます。これまで一般に大学の人事では学生に対してその人がどういう接し方をするかということとはほとんど問われない。どんな論文を書いているかということだけで判定していると思うんですが、やはり単に話がかうまいかどうかだけでなく、教育面での熱意、資質を考慮することが必要なのではないでしょうか。こういった職にありながら、これらの事柄について問われないのは日本の大学の先生

ただだと言われているようですけれども、この点は考えなければならぬのではないか。そういう意味では学生からの講義に対する評価を取り入れていくことが必要です。これをどう利用するかは非常に難しいんですが……試験も画一的に一時間なら一時間の中で教師の与えた問題についてどう答えられるかだけを見るのではなくて、例えば朝九時に来て試験問題を持って帰って七、八時間何を見てもいいから自分の関心方向に沿って書き夕方答案をだすというテイク・アウト方式の試験というのも考えるというような方法をとること等、ニーズの多様化に応じていろいろなことを考えなくてはいけないのではないかと感じております。

【吉村】

どうもありがとうございます。さらに何人かの先生にお伺いしたいと思いますが、中村さん、どうぞ。

【中村直美】（熊本大学）

熊本大学の中村と申します。私共の法学部では三年前にカリキュラム改正のためにかなり時間を費やして議論致しました。今日展開されたような議論の一部についても激しいやりとりがあったように記憶しています。そういう経験に基づいて二点ほど申し上げたいがございます。

まず第一点は、本日のテーマが象徴しておりますが、法学教育というもののあり方が問われているということでありまして、法学と敢えて書かれているのは、法律学とは違うと私共は考え

ております。とくに企業法務からのご提案の中にみられた実学の社会科学であるところの法律学という観点が非常に強く出ておりまして、そういう観点からのご発言として承れば確かに今の法学教育というのは一体何をしているかという状況にあるかと思えます。しかし、法学というものは一方でその歴史が始って以来そうであるように実用学である側面を持ちつつ、学問が当然ながら持っているもう一つの虚学的な側面といえますか、言い換えれば理論的な側面、こういったものも抱えているということでございます。特に私は法哲学を教えていますので我田に水を引くような言い方になりますけれども、哲学的な観点から例えば現実の法律のあり方を問わなければならないというふうなことも出てまいりますし、あるいは歴史的な側面からどういふふうに発展してきたのかということをとらえなければならぬとか社会学的側面から法現象全体をどういふふうに捉えるかというふうなトータルな思考方法もやはり法学には要求されているわけでありまして。そういう学問の性格もご理解頂きたいということが一つであります。

もう一つは現在の法学教育というものがうまくいっているとは誰一人信じておりませんし、これでよいというふうに考えている人はいないと思うんであります。ではどうすればいいかということについてでありますけれども、一つは制度面の問題としまして、こんなに科目も増えてまいりましたし、しかも限られた時間の中で現在の法学教育に多くのものや高度な内容を

要求するということは恐らく物理的にも無理な状況にあると言えます。そこで考えられますことはあまり多くを要求しすぎるために却って消化不良を起こしてしまつて、結局大学を卒業してもほとんど何も身につけていないという状況をこの際どうすれば避けられるかということになりますが、これは私が法学部で大分申し上げたこととございますけれども、アメリカでメジャー・マイナーという言い方がありますが、「専攻」として法学の中でもどこかを自分の専門にするというような焦点化した形で学習をするということです。焦点化したところに焦点を絞りつつ、当然そこでリーガル・マインドの養成を図ることです。大学を卒業すれば少なくとも刑法は知っているとか民法は知っているとか商法は知っているとか胸をはって名乗れるくらいに効果を上げるといふことは今の制度の中でも可能なのではなからうかと思っております。

それと関連しましてもう一つ決定的に大事な事だと感じておりますことを申し上げます。それは、どういうふうな制度をいじろうか、今のようにならぬに一種の無力感を伴った非常にイージー・ゴイングな雰囲気は支配しております状況では、改善の見通しは立たないということですが、今の制度の中で厳しく単位を認定していくやり方をとれば、明治大学法学部の例が象徴的でありますようにかなりの学生は落第するということとが起きるだらうと思うんですね。しかしやはり教官の側も自己戒をしてこの際だからイージー・ゴイングな単位認定をする

というやり方を改めなければ、制度をどんなに改善してもほとんど状況は改善されないのではなからうかということを目頃強く感じております。

【吉村】

どうもありがとうございます。次の方、はいどうぞ。

【依田精一】（東京経済大学）

東京経済大学の依田と申します。私のところは経済学部や経営学部の大学で民法を教えておりますが、社会保障専門の大学に出講しているところでは、家族法、特別法、特に高齢者福祉とかを教えているわけです。そこで社会人参加の講座を行った経験を申し上げます。これは、「多摩学の研究」という地域研究のために東京の新聞等がとり上げてかなり評判になったんです。それは一般公開して新聞等に出してもらった。外部講師は東京都の水道の専門とか都市計画の専門、いろんな方に来てもらった。都の老人総合研究所の専門家とか都市工学の専門家等研究者もいろんな方に来てもらった。この特徴を申し上げますと、一つは一般公開で多摩全域の二七市の広報に出してもらったこと、マスコミでは東京新聞で取上げて連載を一年続けたわけです。当時私たちの方は一般公開で誰でも来ていい、そのかわり終わったときに少なくとも十分間以上質問の時間をとる。そのときに何を聞いてもよろしい、分からなければ次回までに答えを用意するということが、それから必ず資料を配布すること、さらに内容は次回までに予告を出す、学内だけでなく新聞にも出す、

また前回の内容が新聞に出るというシステムでやりました。私たちの学生が一〇〇〜二〇〇人くらい来るんですが、三〇〇人の教室に大体五〇〇人くらい、少ないときでも三〇〇人くらい来まして、その熱心さで熱い感じになってしまう。講義のときも非常に静かなんですね。他大学の先生たちも東京大学ははじめいろんな大学の先生方が見えたんですが、こんなに静かに講義できたのは長い教授歴の中で初めてだという人ばかりでした。やはり社会人と学生相互に緊張関係を持つんですね。はじめの内少数の学生がざわざわしていたら、やって来られたOBの会社のしかるべき方が立上って「ちゃんと聴け」と言っただけで叱ったんですね。今の若い人には社会人は社会人として、毅然として言わないとだめなところがあるんですね。私たちが言ってもなかなか聴かないんですが、人生の先輩が言う結構きくんですね。

ただこういった公開講座を開くときには、世話役というのは非常に苦勞するんです。資料の用意といっても五〇〇部用意するのはたいへんなんですね。それからどんな質問が出るかという心配もあります。また、大学がどのくらい予算を用意したかと言いますと、一〇〇万円近く出しているんですね。講師が来られるとなると一日二、三万円くらいの謝礼は出さなければならぬし、このように金も人も相当かけなければ出来るといふことは確かです。また、休講は絶対にできないし、話の内容は具体的に市民、学生にわかり、勉強意欲を持たせるものでなければ

ならない。

それから二つほど質問ですが、私は経済学部で教えているものですから、就職先で経済学の専門職というのはあまり問題にならない。何故法学だけ専門教育かということなんです。法学は専門知識の量的な集積、そしてそれを使うリーガル・マインドを持つには訓練も要る。一年半ではだめだというのは当たり前のお話なんです。この点についてどうなのか。経済学部のように、市民的基礎教養程度ではいけないのか。

それから企業のニーズ・イコール社会のニーズだとは私は思わないんです。企業のニーズと並んで企業自体も特に地域社会に貢献するというようなことがセットにならねばということが。だんだん日本でも将来は当たり前になるのではないのでしょうか。そういうことを考えていきましたらやはり企業のニーズ+社会のニーズに答えられるようなハートを持った人間に育てることが必要になってくる。その場合どのような法律的な知識が何故いるのかという問題が当然出てくると思うんですね。そこで三番目のことなんですけれど、これはとくに行政の方にお願したいことなんです。私は多摩全域でプロジェクト・チームを組んでから科研費等の資金を戴いて高齢者福祉調査をしています。いろんな行政の方たちにお尋ねすると、とくに福祉関係の方は福祉社会事業系の大学を出て入ってくる人は非常にまれで、いきなり入ってきてても法律知識がないから法的にきちっと物事を言えない。法学部を出た人は東京都下の市部では昨日まで税

務をやっていた人がいきなり福祉事務所の幹部になるということもあり、生活保護費を削ることが市政に貢献することであるというような発想の方に動くことさえあります。こういうことに対応する為の福祉関係者の法律知識は法学部出身でないために弱い。この点でとくに行政関係で福祉に関係する法律知識を教えるというより、法学部出身者の教育に福祉の基礎的なことを求めているのか。これらについて教えていただきたい。

【吉村】

どうもありがとうございました。だいぶん時間が経過しましたのでとお一方だけお聞きしたいと思えます。時間もありませんので簡単にお願います。

【沢野直紀】（西南学院大学）

西南学院大学の沢野と申します。パネラーの方のご意見を伺ってやはり企業の法務部が求めているものと一般企業全体が求めているものとの違いが浮彫りになったという感じがします。一つ質問というかお願いしたいことは、役所は公務員試験という形で法学部卒業生に学力を要求するわけですが、民間企業は成績を重視しない。面接重視になってきているということですが、総合的に人物を見るといふ点ではしかたのないことかもしれないが、今の学生は勉強をしろと言ってもなかなか言うことを聞かないが、企業の要求することには非常に敏感であります。ですからもう少し成績を重視してくれると有難いんですけれども……これについてどうして重視しなくなったのか。学力の判

定は大学入試で済んでいるということでしょうか、それでは入学後に努力した学生がかわいそうです。また、大学の法律知識程度の修得を要求することはゼネラリストになることと両立すると思えますし、法務部に必要な法律知識は無理としましても、法的思考力、説得力とかいう能力は非常に抽象的でありまして結局大学の成績にかなり表われているのではないかという気が致しますが、以上の点について質問、そして要望をしたいと思います。

【吉村】

どうもありがとうございました。まだいっぱいご意見・ご質問等おありと思いますが、時間の制約がございますので、こちらで今提起されました様々な問題に対しましてパネラーの方々からのお答えあるいはご意見を承りたいと思えますがいかがでしょうか。まず、亀井さんから。

【亀井】

企業の中でも法学部の教育についていろいろ知っていた方が良いということについては何の異論もございません。しかし大学で成績が良い、勉強ができている人材と企業に入って役立つ人材とは経験的に言ってもやはりギャップがあると思えます。それで大学の成績を必ずしも見ていないということもありますが、さらに一言申し上げますと、やはり大学は大学、企業は企業ということです。大学で勉強すべきことと企業で役立つことを直接結び付けていないから、私はこの席に座って二、三申し上げ

ておりますが、企業にこういった人材がたくさんいることは却って企業と大学との関係では健全ではないかと思っております。大学では大学の必要とする勉強をしっかりとやる。この勉強したことが当該企業にとって役立つか否かということとは二の次だと考えた方が、大学の社会に果す役割は健全だと思います。

【吉村】

どうもありがとうございます。どなたからでも結構ですけれども、企業法務のご要望に対していくつかのご意見があったようでございますのでこの件に関して多田さんいかがですか。

【多田】

井上先生が私の申しました技術性ということについて若干狭くお考えのようですので敢えて釈明させていただきます。企業法務が求めている技術性というのは井上先生が引合いに出された例でいうと、瑕疵担保責任の所在がどうかと不完全履行がどうかとかというレベルのものではなく紛争状態をどういうところへ着地させたら収まりがいいだろうかを考え、さらにその直感的な発想を根拠付けるに足るだけの法律的な詰めをしていくというものです。単なる法律論だけでなく、政策判断までの広い意味を持った技術性ということを言っているつもりです。

そういった点では熊本大学の中村先生のおっしゃった点につきましまして、私は全く賛成でございます。目の前に現れた一つの紛争を解決するためには場合によっては法哲学あるいは歴史的な配慮が必要であるかもしれません。そこまで掘り下げた発想

が企業法務に求められていると思っております。哲学的、歴史的裏付けをともなった理論を展開しないと企業の行動にも厚み、深み、品格が出てまいりません。企業法務の担当者のみならず企業人一般として、こういうレベルの勉強をやるべきだと私は思っているわけで、単に学校で教授されたことについて点数を揃える、つまり従来の青白いガリ勉の秀才であったらいいというつもりはありません。その意味では私の意見は亀井さんのお考えと相通じるものを持っています。

それから九州国際大学の先生のおっしゃった、今の大学制度に改善を求めてもそれはないものねだりだという意見に対してですが、それはある面では事実でしょう。しかし私共企業サイドから申し上げたいことは、その中で何か一つでも二つでも改善できる方法を見つけて頂けないだろうかということですよ。例えば東京経済大学の先生がおっしゃったように社会人参加の公開講座を学生にも開放することも考えられます。社会人が目的意識をもって真摯な態度で講義を聴いているのを見れば、無目的に大学に入ってきた人にもいい刺激になるのではないだろうか。こういうことも一つの改善方法としてありうるのではないかという印象を持ちました。それから西南学院大学の沢野先生がおっしゃっていた、企業が何故成績を重視しなくなったのかという問題ですが、私もたいへん腹立たしいと思っておりますし、またそれについては企業の側にも大いに反省すべき点があるのではないかと思います。企業は青白いガリ勉を求めてい

るのではないという反語的意味で言っているのが、どうも学生諸君には誤って理解されているのではないだろうかという感じを持っていきます。私自身は先ほども申しましたように、将来企業の管理職になってもその人の言動なり発想なりになるほどというだけの品格、深みのある知識、識見を身に付けるような形でもっと勉強する必要があると思います。企業は、学生を採用する場合に単なる学校の成績だけでなしにその人間が将来どういう人に育っていくかというところまでオールオーバーに見ている筈であります。

【吉村】

どうもありがとうございます。それでは行正さんよろしくございますか。

【行正】

企業が現在非常に人材を求めていることは確かでございます。企業の中に入っている社員もむしろ勉強したがっている。ある意味では企業がそうさせているということも言えるのかもありませんが、なにも勉強しないのはむしろ不安だということもあります。そういったことを考えるとやはり大学時代にできる限りの基礎的な勉強をするということが必要ではないか。現在の制度の中では大学は十分なことをやっているということであれば、それでは制度を変えて、ということになります。ただまだ解決すべき問題もあるのではないかという気もいたします。思考力を養うといいますが、方法としてはやはり何かを勉強

強あるいは体験しながら身に付けていくということではないかと思えます。その点では必ずしも科目をたくさん取る必要はないのではないか。例えば一学期の間は四科目くらいにして、週に何回か同じ科目をやり、深くつっこんでいくというやり方もあると思えます。企業としては、大学においても「効果」というものの重視をもう少しお願いしたい。企業ではとにかく効率を追求しているわけですから、これだけ投資すればどれだけの効果があるかということを考えている。大学は研究機能を十分発揮して頂く必要がありますから、必ずしもそればかりではないのですが、やはりそういった部分もある程度考えて頂けたらという気がします。現在の体制の中でできる余地があればそれについて研究していただけると有難いと思えます。それから成績の重視につきましては、最初に申し上げましたように企業に大いに責任があると考えています。勉強をした学生が少ないということを申し上げたかっただけで、その場合、何にもしていないよりは何か打ち込んだ学生をつい採りたくなる。勉強もしていない運動部の人を採用しているじゃないかと言われますと、私共といたしましては何か打ち込んでいる人が魅力があると言えらるんですね。もっとも勉強に打ち込んで成績の良い人が青白いとは限らないとも思っております。以上です。

【吉村】

どうもありがとうございます。それでは最後に西さんからお願いします。

【西】

東京経済大学の先生から行政、特に福祉の関係につきましてご質問がありましたけれども、福祉関係も勿論知識が必要でございませう。実務的に申しますと、特に福祉関係は福祉五法というのがございまして、これは中で専門的に再教育というやり方でやっております。定期的に法律の教育を入れてから中でやっているのが実情です。人事の配置なども例えば税務の人が代わると言うことも有りましたけれども、どうしても福祉の関係は大学の上級を出た人が最初にやりますが、ある程度だんだん専門分野が固定されてきまして今役所の中では、税務系と福祉系、人事系、労務系とか管理系というように得手、不得手に従い専門化しているのが実情です。そういう意味でご心配のあった全く違った人が代って行政に支障をきたすというようなことは、再教育と人事配置あたりで気を付けているというのが実情です。

【吉村】

どうもありがとうございました。まだ、ご質問ご発言を希望される方はいっぱいあると思いますけれども、学会の進行係を務めておられます森事務局長がもうそろそろという合図を送っておられますし、実は後で予定しております懇親会にはここに出席のパネラーの皆さん、それからディスカッサントの皆さんも幸いにして参加される予定でございませうので、後の議論はそこで続けて頂けたら有難いというふうに思っております。

今回初めての企画でございましたけれども、法学教育に携わ

る私共と致しましては、法学教育の現状や今後の課題について様々な問題提起と貴重なご提案、ご意見を肝に命じて、今後の法学教育の改善の資料とさせていただきます。

御多忙のところパネラーを引き受けて下さいました亀井部長、多田支配人、行正部長、西部長には深く御礼申し上げます。ディスカッサントをお引き受け下さいました皆さん、活発に議論に参加して下さいました会員の皆さんに厚く御礼申し上げます。どうも本日はありがとうございました。

(終わり)